

9月15日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、1番、本村良治議員の発言を許します。

○1番（本村良治君） 登壇

皆さん、おはようございます。きょうは、朝早くから傍聴にお出でいただきましてありがとうございます。きょう議長から最初の発言を許可していただきました本村良治です。

早速、質問に入ってまいります。

1項目め、通学路の安全確保について。

要旨1、学校、市では、通学路の安全を確保するために、具体的に子どもたちへの指導と、道路の整備にどのように取り組んでいるか。

要旨2、始良ニュータウンから重富中までの通学路の区間で、ここにどのような交通事故があり、その教訓はその後どのように生かされたか、具体的に示せ。

要旨3、朝夕の通学時になると、稲荷橋で、通学通勤で、自転車通学生のととても危険な場面を目の当たりにするので、そこで、稲荷橋を車専用の橋にして、その横に歩行者用の歩道橋を併設できないか。

2項目め、道の駅（仮称あいら）の建設について。

要旨1、過去にも同僚議員から同じような質問が出されているが、どのような検討がなされたのか、その内容を示せ。

要旨2、始良市の特産物としてどのようなものがあるか、具体例を示せ。

3項目めに、ごみ問題について。

要旨1、旧3町における燃えるごみの収集体制には、どのような違いがあるか。収集回数も含めて。

要旨2、現在、旧3町における資源物の分別はどのように行われているか、それぞれ旧町ごとに説明せよ。

要旨3、ごみ収集における平準化を進める取り組みは、どの程度まで進んでいるか。また、残された課題にはどのようなものがあるか。

要旨4、旧始良町のストックヤードの就労環境の実態はどのようになっているか。

要旨5、ストックヤードの有価金属から市へ、どのくらいの収入が一般会計に繰入れられているか。

要旨6、市への収入をもたらしてくれている作業環境を改善するために、どのような構想を現在持っているか。

これで私の1回目の質問は終わりますが、2回目の質問は質問席から伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の通学路の安全確保についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

学校においては、子どもに関係する交通事故等が発生した場合を含め、機会あるごとに子どもたちへの交通安全指導を行っているほか、危機管理課や警察、交通安全協議会などと連携して交通安全教室を開催し、横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方などの指導を徹底しているところであります。

また、小学校区ごとに、スクールゾーン対策委員会を設置しており、同委員会が中心となって定期的に通学路の安全点検を行い、安全マップを作製しているほか、点検によって出された要望等を取りまとめて、危険箇所改善に向けた要望書提出等を行っております。

市教育委員会では、スクールガードリーダー配置事業による登下校の安全確保に努めており、さらに、ボランティアの方々にも日常的に子どもたちの安全確保にご協力をいただいているところであります。

一方、市担当課におきましては、先ほど述べましたスクールゾーン対策委員会等からの要望を踏まえ、道路や交通安全施設、通学路防犯灯などの整備を進めております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

重富中学校の通学路において、過去 5 年間で、中学生が関係した交通事故は 8 件発生しております。中には、車両運転手側の過失による、生徒側に非のない事故も含まれておりますが、自転車で登下校中、下り坂でスピードの出し過ぎにより自損転倒したり、他の車両に衝突したものや、一時停止を怠り、他の車両に衝突したものなど、自転車運転に必要な基本的ルールやマナーが守られていないために発生した事故も見受けられました。

これらの事故を受け、学校では、機会あるごとに安全指導を実施しており、また、警察等の関係機関と連携の上、自転車の点検の仕方や運転の仕方、交差点の通行方法等について交通安全教育を徹底しております。

また、校区内の自治会長などから、ロードミラーや防護柵の設置、「スピード落とせ」などの路面表示など、通学路の安全に関する要望が提出されておりますので、これらの要望を踏まえ、交通安全施設の整備を進めているところであります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

稲荷橋は、重富中学校の通学路などとして朝の 7 時から 8 時までの間に、約 120 人の方々が自転車などで通行されているようであります。また、この時間帯は、池島側からの車両進入禁止の交通規制が行われており、自転車や歩行者は比較的安全に通行できているようであります。

稲荷橋の歩道橋設置につきましては、昨年の 9 月と 12 月の議会でお答えいたしましたとおり、橋がかけられてから 47 年を経過していることや、幅員が狭いことなどから、歩道橋だけの設置ではなく、稲荷橋の架け替えをしなければならず、事業費に約 5 億円必要となるため、現在のところ歩道橋の設置は考えておりません。

次に、2 問目の始良市の活性化についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

さきの 6 月議会でお答えしましたように、現在策定中の始良市総合計画に、雇用の場の確保や地域活性化などの対策として、県央の地理的条件を生かした道の駅的な構想を盛り込んでおります。今日までの内容検討については、庁内協議を 2 回行い、近隣の道の駅、物産館の状況や、市内の空き地状況などの現況把握を行っております。今後、整備時期等について関係機関、団体等と協議を進めていきたいと考えております。

なお、整備後には、あいらびゅ一号の運行ルートが1つになるのではと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市の特産物に該当する主なものは、有機野菜、みそ、キャロット製品などの農産加工品、しいたけ、タケノコなどの特産林産物、ナマコ、ウニなどの海産物、竹細工、和紙、陶器などの工芸品のほか、地域の企業等が製造する食料品などが考えられます。

今後も、関係機関、団体等と連携しながら、始良市の新しい特産物の創出に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3問目のごみ問題についての1点目のご質問にお答えいたします。

旧3町における燃やせるごみの収集については、一部に週1回収集の地区がありますが、基本的に週2回収集を行っており、収集体制に大きな違いはありません。

2点目のご質問についてお答えいたします。

蒲生地区では、品目別に毎週金曜日に袋に入れて燃えるごみステーションでの収集を行っております。加治木地区では、2地区に分け、週1回、品目別にネット・コンテナによる資源物ステーションでの収集を行っております。始良地区では、16地区に分け、月に1回、自治会で決めた資源物ステーションでの収集を行っております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

さきの湯川議員のご質問にお答えしましたように、蒲生地区では袋方式からネット・コンテナ方式への変更と、収集ステーションの新設を行います。収集は月2回、水曜日に行い、常設のステーションを土日の午前中に開設いたします。

また、加治木地区では、缶類を飲料缶、食用缶で分別、紙類の6種類から4種類へ、白色トレイのその他のプラスチックへの名称と分別の種類の変更を行います。

始良地区では、計量の廃止と還元金の見直しやプラスチック類の回収回数、常設ステーションの設置などを行ってまいります。

実施時期につきましては、蒲生、加治木地区では平成24年1月からを試行期間とし、24年4月から実施したいと考えております。始良地区につきましては、蒲生、加治木地区での資源物の分別収集体制が確立した後、平成25年度からの実施を考えております。

なお、乾電池、蛍光灯、食用油などの分別収集につきましては、来年度の実施状況を見て検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

現在、始良地区では、赤袋につきましては資源物と同時に集荷し、ストックヤードでシルバー人材センターに委託して分類しております。現在、13人による常時9人の配置で、月曜日から金曜日までの朝8時半から夕方5時まで作業をされております。

蒲生、加治木地区の赤袋は、民間業者へ委託処理していることから、同じ方法が効率的であり、今後、統一に向けて考えてまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

有価金属の売却によって得られる収入は、平成22年度で約1,000万円でありました。

6点目のご質問についてお答えいたします。

ストックヤードの運営はシルバー人材センターに委託しておりますが、作業環境につきましては、必要に応じてシルバー人材センターと協議しながら、改善する方向で考えてまいります。

以上で答弁を終わります。

○1番（本村良治君） では、ただいまから2回目の質問に入ります。

まず、通学路の安全確保について、答弁書では、交通安全教育を徹底するとありますが、まず、学校では交通安全教育を年に何回ほど、平均でいいですから、やっていますか。

○教育長（小倉寛恒君） スクールゾーン対策委員会というのが小学校に設置をされておりまして、中学校は、その小学校の校区のスクールゾーンのメンバーとして入っている状況にあります。

学校での交通安全の指導、学校によって数は違いますが、例えば重富中でありまして、ほとんど毎月二、三回ずつ徹底してやっているという状況でございます。

先ほど件数を答弁されましたけれども、この5年間の間に8件、うち3件は自転車を押しているところに自動車が衝突してきたという事故でありましたので、それにしても、そのほかの5件は、やはり自損事故ないしは衝突事故でありまして、やはり交通意識を高めていくということについては、重々学校としても徹底して、今やっているという状況でございます。

○1番（本村良治君） 現在、交通教育は徹底されているようですが、効果のほどはどうか。

○教育長（小倉寛恒君） 重富中に限って言いますと、やはりそういった危機意識というのがありまして、毎月今までやっておりませんでした一番危険個所については、学校の職員が毎月、やはり月はじめには立哨して、交通指導に当たるということも含めております。

また、子どもたちに臨場感のある交通安全教育をするということで、例えば、通学路をビデオで撮りまして、それをまた視聴させるという視覚に訴える指導なども行っておりまして、あるいは、自転車の車両の点検などを徹底して行うとか、そういうことで取り組んでおります。

効果としては、これから見えてくるものだろうと思います。

○1番（本村良治君） では、具体的に立哨指導、場所はどんなところがありますか。立哨指導の場所、どこでやっていますか。

○教育長（小倉寛恒君） 具体的な立哨指導としては、やはり先ほどご質問の中にもございましたような稲荷橋のところ、あるいは、それから後の中学校までの通学路、その稲荷橋から直線で学校の裏門のほうに向かうわけですが、そういう個所に立つと。あるいは、正門側のそういったところで立哨指導を行うというふうに聞いております。

○1番（本村良治君） 答弁書の1ページに、7時から8時まで池島側からの車両進入禁止の交通規制が行われ、これが功を奏しているような書き方がされていますが、朝の7時から8時、私は3回立ってみました。結構生徒の自転車通学の通行時間がちょっとずれているような気がするんですが、これは変更する用意がありませんか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今現在7時半から8時半ということで、規制がかかっているというふうに思っておりますが、その規制を変更するためには、今後、警察を交えて十分協議をしていかないと、一方的な考えで変更してくださいということにはならないのかなというふうに考えておりますので、このことにつきましては、今後十分協議の必要があるというふうに考えております。

○1番（本村良治君） わかりました。

では、始良ニュータウンの入り口から高速道路のガードまでに行く間、国道から県道に出るところに、一旦停止の白線を引いてもらうように、前の始良町時代に言っていましたが、それはその後どうなっていますか。それは、当時の総務課長が知っているはずですが、名前は後で言います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

大変失礼でございますけども、私、今、その件は初めて聞かさせていただきました。今後、そのような経緯があったらということ認識いたしますが、その件については、調査の上、実施をするなり、できないなり、決定をしていきたいというふうに考えております。

○1番（本村良治君） では、その件については、もっと別のところで具体的な話をしていきます。

では、これで私の一般質問は終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、本村良治議員の一般質問を終わります。

次に、14番、河東律子議員の発言を許します。

○14番（河東律子君） 登壇

3月11日の東日本大震災から6カ月がたちました。夏休み、鹿児島県内でも福島の子供生徒の受け入れなどがあり、放射能を気にしない生活を、子どもたちはひとときでも体験いたしました。

8月25日の南日本新聞の南風録に、NPO法人からいも交流などの仲介で、福島の家族を受け入れた建昌小5年生の娘の作文が紹介されておりました。「福島の子供のたちは放射能のためマスクをし、長袖のジャージで登校するそうです。外でも遊べず、かわいそうに思いました」というものです。実際震災を体験していない遠い地区の子供生徒、大人すべてが一日も早い復興を願っています。

民主党の政権がかわり、新しく野田内閣が発足いたしました。被災された方々の支援、復興をまず最優先として政治を行っていただきたいと思うものです。

さて、合併して新市になった始良市は、総合計画をはじめ、都市計画マスタープラン、男女共同参画プラン、地域福祉計画など、始良市の骨格となる各種の計画づくりが進められています。県内で一番くらしやすいまち始良市の実現を目指した長期的視野に立った、そして、市民の目線に立った計画ができるよう進めなければならないと思っております。

今回、私は次の4点について質問をいたします。

都市計画マスタープランについて。

まず、総合計画との整合性はどのように考えますか。2番目、マスタープランについて策定のスケジュールを示してください。また、住民の意見を反映する手立てをどのように考えていますか。3番目、時代の変化や合併による考慮すべき点をどのように考えておりますか。

2 番目は、道路の安全についてです。

帖佐第 1 地区区画整理が完成間際となっており、松原地区から宮島線への改良が進んでおります。旧国道10号、グラードタイヨー前の交差点南側の道路に、金網のフェンスが突出しており危険です。早急に安心して通れる手立てが必要と思いますが、どうですか。

3 番目、消防はしご車の購入を。

始良市は近年、マンションや医療機関、商業施設など、高い建物がふえています。津波や地震の対策としても、はしご車の設置が必要です。要望もありますが、購入は考えておりませんか。

4 件目です。特定健診について。

特定健診が始まって 4 年目を迎えました。特定健診は、国の特定健康診査等基本指針に基づき策定され、推進されています。旧始良町の計画では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備軍を、平成24年までに10%減少することを目標としております。

新市の計画は、旧町時代の経緯を踏まえ策定、実施されているものと思いますが、目標をどこに置き、また、実施に当たって特に留意している点がありますか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

河東議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の都市計画マスタープランについての 1 点目のご質問にお答えいたします。

現在策定中の都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の 2 第 1 項に「市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする」と記載されており、さらに、同条第 4 項に「市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない」と記載されております。

また、総合計画につきましては、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想であります。

これらを基本とし、都市計画マスタープランの策定につきましては、一定の住民合意を得る計画であるとともに、上位計画でもある総合計画等と都市計画との整合を図るとともに、都市計画に限定せず、より広い視点で計画検討を進め、市民と行政が一体となって推進するまちづくりの目標にしたいと考えております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

都市計画マスタープランのスケジュールにつきましては、平成23年度及び24年度の 2 カ年で策定する予定であります。

また、市民に対しましては、市報に掲載するとともに、市民を対象とする意識アンケート調査を実施し、自由にご意見をいただける組織を設置しているところであります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

これからの始良市の特色を生かすには、旧町が実施してきたまちづくりの方向性のすり合わせと、新市のまちづくりの考え方の整理・調整が重要であります。

今回の都市計画マスタープラン策定につきましては、市民と行政が一体となり、始良市の将来像を考えるとともに、一体感のある都市環境を盛り込んだ「県内一くらしやすいまち」になるよう取り組

んでまいります。

次に、2問目の道路の安全についてのご質問にお答えいたします。

この路線は、帖佐第一地区土地区画整理地区から市役所を通り、船津地区に至る都市計画道路宮島線であり、現在、まちづくり交付金事業により整備中であります。

宮島線の街路事業につきましては、地権者も十分ご理解を示されており、移転先の候補地も絞られつつありますので、今後も引き続き交渉していきたいと考えております。

また、今後の安全対策につきましては、教育委員会や学校とも協議し、児童生徒はもちろん、地域住民の安全を確保するため万全を期していきたいと考えております。

次に、3問目の消防はしご車の購入を、についてのご質問にお答えいたします。

はしご付消防ポンプ車の導入につきましては、旧始良郡西部消防組合からの懸案事項となっており、また、議員ご指摘のように、始良市では、マンション、医療機関及び商業施設等の高層化が進んでおりますので、この車両の必要性は十分認識しております。この車両は、長さ、幅、高さが通常の消防車と比較しますとかなり大きいことから、現在の中央消防署の車庫にはおさまりません。

したがいまして、今後、消防庁舎の建てかえを計画しておりますので、これにあわせて導入を検討したいと考えております。

次に、4問目の特定健診についてのご質問にお答えいたします。

特定健診は、平成20年度から、被保険者の健康と長寿を推進するために、医療保険者に義務づけられております。

国の基本指針では、平成24年度までに特定健診の受診率65%、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率10%を目標としていることから、始良市においても、目標は国の指針に沿って作成しております。

実績では、平成21年度の法定報告の受診率は34.3%であり、目標を下回っております。そのため、始良市におきましては、被保険者の利便性を考慮し、集団健診から医療機関での個別受診に変更した結果、平成22年度の受診率は約38%と見込まれます。

今後、平成24年度の目標達成に向けてさらに努力してまいります。

以上で答弁を終わります。

○14番（河東律子君） それでは、1件目から再質問をさせていただきます。

まず、都市計画マスタープランの件ですが、この回答書の中で1点だけお尋ねをいたしたいと思いますが、「市民に対しましては、市報に掲載するとともに、市民を対象にする意識アンケート調査を実施し、自由に意見をいただける組織を設置しているところであります」と書いてございますので、もう既に設置されていると思いますので、このことについてもう少し詳しくお尋ねいたします。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

この市民の参加のものと基本としては、このマスタープランの中には、検討部会、さらにまた幹事会、そしてまた策定委員会、それぞれがいろんな始良市の今後の10年あるいは20年後の構想を練って審議をするわけですが、その上で、審議をした後に、さらに都市計画審議会、これに諮問いたします。その中で、検討部会が各部署の担当課長なり、担当係長、そしてまた幹事会が担当の部署の部長との話し合いになるわけですが、その中で取り上げられたものにつきまして、地域別協議

会というのを今回設けました。

これは、やはり、話がちょっと変わりますけども、今の公園づくりの中でワークショップというのがございますけども、今までは行政ありの、この10年後のことを言うと非常に失礼になりますけども、行政側だけの考えだけでそのマスタープランを作成するのではなくて、やはり市民の声を聞きながら、市民の声を取り入れてこのマスタープランをつくり上げる。特に我々が考えているのは、若者の雇用を今度は入れようかという考えを持っております。

そういう中で、地域別協議会というのを設置いたしまして、これが支所ごとに、3地区になりますけども、公募をして、これは実際まだ公募しておりませんけども、近いうちにもう公募をいたしまして、取り入れながら、この地域の方の意見を強調したいと。取り入れて、策定委員会のほうへ、また審議会のほうに上げていきたいと、審議していただきたいという考えを持っております。

以上です。

○14番（河東律子君） また後で詳しくお聞きしたいと思うところまで答弁いただきまして、ありがとうございました。

都市計画マスタープランというのは、総合計画に基づく総合的な行政施策展開の一環として、まちの将来ビジョンを描いて、都市計画の指針とする市の都市計画に関する基本的な方策を策定することということになろうかと思います。

始良市が3町合併しまして始良市となりました。当然合併以前、各3町、旧3町の都市計画マスタープランがあり、まちづくりが進められてきているわけですが、始良町の合併するまでのプランというのが2002年に策定されております。で、どこもそうだと思いますが、今、次長の答弁にもありましたように、おおむね10年後、20年後の長期的な都市のあり方を思い描き、そこに目標を据えて、その目標に至る都市づくりの施策展開や、都市計画の決定の基本的な方針を示す長期目標計画であるという形で策定されると思いますが、まず、策定のスケジュール期間といいますか、23年度、24年度の2カ年ということで回答がされておりますが、大体この策定の中身といいますか、大体何年間分ぐらいを見越して、例えば20年先、30年先を見越したうちの10年間ぐらいをマスタープランの中に盛り込むんだよとか、あると思うんですけども、その辺のところはどのようになっていますか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

議員仰せのとおり、マスタープランにつきましては、10年後あるいは20年後の始良市のビジョンを描くということでございますけども、我々の行政側の考えとしましては、20年後も大切なんですけど、主にやはり10年後、もしくは、もう5年後、身近な当然都市施設でございますので、都市施設の中の道路もございまして、公園もございまして。そしてまた、駅周辺、そういった核となるところもあります。それぞれの立場の中で想定をしていかなければならないということで、20年後というのも大切かとは思いますが、一応我々の考えとしては、10年後のビジョンを描きたいと考えております。

といいますのが、この前回は、3町とも平成14年の3月ですか、10年前に策定しております。議員仰せのとおり、今後は旧3町のいいところはまた継続していく。そしてまた、見直すところは見直していきたいと、そういうふうに考えております。

そしてまた、市民の声を取り入れながら策定していきたいと考えております。

以上です。

○14番（河東律子君） 将来を見越すだけでなく、大体10年後あたりまでは、こういうふうに行っていきたいなあという計画になろうかと思うんですけれども、先ほど、スケジュールの中で、答弁書にはありませんでしたけれども、検討委員会とか、幹事会とかというようないろんな部署といますか——ところで検討しながらというのが答弁が出てきておりますけれども、当然、2カ年間で計画策定をされて、そして市民に公表されるということになると思うんですけれども、旧始良町の分を見ますと、将来ビジョン懇話会というのが公募されまして、そしてそれ大体23人ですね。最初が16人であと7人が追加されて23人、それが6回ほど行われております。2番目にプラン策定委員会というのは、各種の課長さん方5回、それから3番目にプランの検討部会というのが係長さんを中心に5回、そして都市計画の審議会が3回というような形で行われております。

それから、次の年、2年目ですかね、住民懇話会というのが地区ごとに行われているわけですが、このプランを策定されるにあたって、もうそういうスケジュールはきちんとできていると思うんですよね。新市の場合に、今旧始良町の場合を申しましたけれども、もっと詳しく、例えば、最初に部長、部長でしょうね、関係のこういう会を持って、そこでこういうことを話し合っ、そしてこういう形で、最終的に都市計画審議会に出されると思うんですけれども、その辺をもうちょっとこう詳しくお話を、あったら願いたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

今、議員のおっしゃられるとおりなんです、一応2年、一応じゃなくて2年が、一応2年なんです。3年になっても、これは規定が2年間でしなさいという規定はございません。ですから、いろいろ議論の中で、どうしてももうちょっとこの辺の地域の、例えば策定で審議のする中身で、もめなきゃならないというのがあれば、3年でもいいという考えを持っています。また、県のほうにもそれは聞いております。

中身についてですけれども、非常にこのマスタープランの策定業務の中には、大体20項目以上の項目がございまして、それを今各部会、それと幹事会、そしてまた策定委員会、地域別協議会、そして、先ほど申しあげました都市計画審議会にも諮問していくわけですが、今年度の事業につきましては、基礎データを、基礎調査というのを昨年度いたしました。そういった基礎データをもとにして、そしてまた市民のアンケートの調査を今いたしておりますので、それを策定委員会の意見をもとにして、全体的に図面によるペーパー上の都市の将来像をまず描く、一つのたたき台をつくるということです。

当然、この中にも、住民の方々に参加協力していただきます。そしてまた都市施設、道路形態、そして都市の景観、都市の交通の改善とか、先ほど申しあげました公園等を分析いたしまして、その図面上での、これはアンケート調査のデータも入れながら、市全体の構想作成の方針を定めたいと、まず考えております。

協議事項につきましては、都市計画の現況と動向の調査、いろいろこう問題が出てくるところもあると思います。市民の意向の把握をしながら、問題点があれば、そういった主要課題を抽出しまして、一定の24年度は、そのガイドラインというのを作成したいと考えております。24年度は、その最終的には23年度の協議事項におきます各全体の基本構想、そしてまた方針の細分化、適用方針、推進方針を決定していきたいと考えております。

以上です。

○14番(河東律子君) 2年でつくらなけりゃならないということは私もないと思うんですけども、まずやはり強調されたのが、若者の視点をぜひ入れたいということだったと思います。アンケート調査も今実施中のようなんですけれども、まずアンケートについては、どのような方々を対象に、無作為なのか、あるいは年代別に絞ってやっているのか、その辺のところ。

それから、地域懇話会等に若者をぜひ入ってもらいたいということですが、若い人が入るということは、平日仕事をされていたりとか、いろんな面でなかなか平日の会合というのは難しいと思うんですけども、その辺の手だてはどのようにお考えでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長(富永博彰君) お答えします。

まず、アンケート調査でございますけども、先週ですかね、先々週でございますけども、一応アンケート調査を全部作成しました。それで、来週に送付したいという考えを持っておりますけども、中身といたしましては、年齢的には16歳以上、そしてまた70歳以上の高齢者の方々に、無作為ですが6,000人を対象として送付したいと、アンケート調査いたしたいと考えております。

それと、申しわけありません。若い人の手だてですが、これにつきましても、先ほど地域別協議会を申し上げましたけども、その中で公募をしたいんですけども、それをまださらに若者の加治木、始良、蒲生地区の大体20歳から30、40までの方々の中堅クラスまで入れまして、そういった方々に無作為で抽出いたしまして、人数的には、今大体20人から30人程度をめどにしまして、年大体4回ぐらい、計4回から8回ぐらいですかね、構成しまして、今後の策定業務にあたっていただくという考えを持っています。

以上です。

○14番(河東律子君) 大体、策定についての大まかなことがわかりましたけれども、これ策定して本になるわけですが、当然、本は自分たちでは作りませんよね。委託業者、委託という形になるかと思うんですけどもいかがですか、そこは。

○建設部次長兼都市計画課長(富永博彰君) お答えします。

議員仰せのとおり、委託業者にお願いする予定でございます。

○14番(河東律子君) それでは委託業者ということですので、決まっておりますら、委託業者と、それから委託料ですね、大体お金はどのぐらいで委託をすることになっているのか。

○建設部次長兼都市計画課長(富永博彰君) 業者はアジア航測株式会社というところでございます。委託料が、ちょっと、手元にちょっと資料がございませんので後ほどご報告いたしたいと思います。すいません、よろしくお願いします。

○14番(河東律子君) すいません。私以前聞いたところでは、2,000万円ぐらいというのをちょっとお聞きしたのがあるんですけども、そこに今資料がなければ、どうですか。その辺は、ちょっと

わかりませんか。いや、もう確実じゃないとまたいけませんけども、大体そんなものだったかなあと
いう記憶してるんですけども。

○議長（兼田勝久君） 河東議員、その答弁をもらって次に行きますか。それとも、今わからないそう
ですので、もしそれがなくても次に行けるんだったら続けていただければ。河東議員続けてください。

○14番（河東律子君） 私の、前ちょっとお話をした何回で、2,000万円というのが頭にあるんです
けれども、きのうPFIの委託料とか何とかで、大体1,000何百万という委託料がかかっているん
ですね。

きのうの質問の中でも、自分たちでできんのかというような質問がありまして、PFIの調査につ
いてはどうのこうのとか、こうこうだから、やっぱり自分たちではちょっと無理だと。委託会
社をしてしなきゃいけないというような答弁だったんですけども、この都市計画マスタープランにお
ける委託業者はどういう仕事をして、そしてもう恐らくいろんな会合で何十回ともなく懇話会があっ
てみたり、検討部会があつてみたりして、いろんなので自分たちで詰めておられるわけですね、20
項目。自分の町のことは自分たちがもう一番よく知っているわけですから、恐らく、そのいろいろ検
討したことをまた委託業者とすり合わせをしていって、また委託業者からもアドバイスをもっとこ
ういう点をしたほうがいいよというような、そういうアドバイスも受けるのか。あるいは、それをもと
にしてマスタープランの冊子をつくっていく。そちらのほうが主業務なのか、委託業者のですね。そ
の辺をお知らせください。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

先ほど答弁いたしましたように、この内容、策定業務の内容が、今調べたところ二十四、五項目ぐ
らいございます。内容が非常に濃いものでございまして、先ほど市長の答弁にもございましたように、
ただその都市計画だけの策定をするんじゃなくて、それぞれ総合計画、そしてまた今各部署でされて
いるいろんな始良市の初めてのいろんな分野での策定した業務を、全部をこのマスタープランの中に
取り入れますので、非常に旧始良、旧加治木、旧蒲生町の、これも先ほど申し上げましたけども、今
までの策定された前回のマスタープラン、その辺も中身も入れていかないといけないという作業で、
非常に莫大な大きな作業でございますので、今後、そういった中で、この業務をしていきたいと考
えています。

そしてまた、先ほど申し上げました、これも申し上げましたけども、我々の行政だけの考えじゃな
くて、やっぱり市民の声もお聞きしますので、その辺を総合した中での業務になります。それで、今
までは業者と行政が、極端に言えば、一緒になって策定をしていたわけだと私は考えておりますけど
も、今後は、三角関係じゃないですけども、市民と業者と行政とがタイアップしながらつくってい
かなきゃいけない業務でございますので、非常にこの時間等も2年しかございませんので、中身の濃
いものをまたつくりたいと考えていますので、そういった中で委託業者とタイアップしながらやっ
ていきたいと考えています。

それと、先ほどの委託の業務の金額でございますが、委託料でございますが、1,470万ござい
ます。よろしくお願いします。

○14番（河東律子君） 委託業者との関係とか、大変、旧町の場合とはまた込み入っているとか、あるいは以前と比べたら市民の声、市民というのを大事にしていきたいというようなお話でございましたので、市民に向けての本当にいいプランができていくのかなあと、いくんじゃないかなあという気持ちであります。

そこで、旧町時代のそれぞれの町が都市計画、マスタープラン、10年ぐらいのをつくって、そして大体来年度あたりぐらいが10年目の終わりというようなことになっているようでございますけれども、やはり私が今までのいろんなを見ましたときに、その10年なら10年のスパンの中で、本当にこの計画がどういう方向になっていったのか。うまくいったのか、あるいはこの点は、最初のときとすれば、状況が変わってきているなあとか、いろんなこう状況の変化もあるかと思うんです。

つくるときには、こういう方向で、こういったものが必要じゃないかなあとか——だよねあとかいう形で立派な冊子ができているわけですけども、やはり今からは、この答弁書でも旧町の実施してきたまちづくりの方向性のすり合わせと、新市のまちづくりの考え方の調整とかいうのがあるわけですね。

やはり、この10年、今後のことなんですけれども、あとの10年間実施がされていく中で、やはり中間的に評価をしてみるとか。あるいは、市民を今度はこう特に交えるわけですから、そういった方々も、また中で自分たちがつくったものについて反省をしたり、あるいは方向性を検討し合ったりするような、そういう評価というのが非常に大事になってくると思うんですけれども、もうそれぞれ旧町がどうだったのというのは聞きませんが、私は、今後は、本当にそこが大事だと、市民の意見を聞いて、市民の意見を聞いてということであつられていくのですから、やはり5年なら5年たった段階で市民も交えた反省といいますか、方向性の検討とか、評価をして、もしちょっとかじとらなきゃならない面があれば、その辺で修正をしていくとか、そういったのが大事になってくると思うんですけれども、その辺のところはお考えでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

このマスタープランにつきましては、原則として、当分の間は見直しはいたしません。それは、2年間の期間の中で、先ほどからご説明いたしましたように、十分な協議の中で、そしてまた市民を交えた中での協議でございます。そしてまた、このマスタープランは冊子にもなって、住民の方々にもこういう10年間のビジョンができましたというのをお示しするわけですので、それを例えば2年置きとか3年置きとか、決まりはありませんけれども、そういったものが、簡単に変えるということはいかなものかなあというふうに私も思っております。

ただ、今申し上げた中での始良市の将来のビジョンを詳細にこう位置づけをしているわけですので、行政側としては、例えば道路の位置を変えとか、街路を変えとかというのは考えてないところでございますけれども、その目的とする事項が、その時代に何といいますか、そぐわない環境、あるいはその状況が生じた場合、こういったときは、また計画変更をどうしてもしなければならぬ状況ができた場合におきましては、各部会等を通じてもう一回検討しまして、さらにはこの都市計画審議会にも審議しなきゃいけないですので、そこ辺は、現在のところを考えてるところです。

以上です。

○14番（河東律子君） 私も2年なり、3年なりで計画変更をしなきゃいけないようなプランができ

たら、これはおかしいと思っております。ただ、10年というスパンの中では、どこかで10年の最後を見るんじゃないくて、やはりそういう目線で5年先、6年先、7年先ですね、見ていって、必要があれば、市民を交えたまた評価、反省といったものも必要なんじゃないかなあと思っております。この件については終わります。

あと時間が、こればかり言ってるわけにもいきませんので、ちょっと現実の問題にお聞きしたいと思うんですけども、実は、今宮島線がこう開通してきております。工事中なんですけれども、大変その宮島北交差点のところも含めて、Aコープですかね。それからボックスのところ、非常にこう渋滞しているわけですね。市役所もありますし、交通量も非常に多くなっております。

始良町は街路計画がちょっと前から動き出して、森山線とか、錦原線とか、大きな幹線道路が完成じゃないんですけど、ある程度できつつあるんですけども、市長にお伺いいたします。ここに市役所がある始良市の大きな幹線道路が幾つかあるわけですけども、始良市のメインの道路は、市長はどの線だと思いでしょか。

○市長（笹山義弘君） メインの道路といいますか、その考え方によっては変わるんですが、先日も答弁いたしましたように、例えば、JRの駅を中心駅をどこととらえるのか。そこに附帯する道路も一つになるでしょうし、今庁舎がここにございますが、庁舎を中心にした道路というのもまた中心ととらえられるし、それから交通の量等々を考えますと10号バイパス、これも主要幹線と、もう大動脈ですね——ということになってきます。

ですから、そういうとらえ方でしますと、どこがという特にということとは言えないというふうに思いますがそれでも。

○14番（河東律子君） 考え方はわかりました。現実問題としまして、その宮島北交差点のところ、私何回か立ってみました。朝のラッシュ時ですね、特に朝です。夕方はちょっとばらばらですけども。夕方になりますと、今度はAコープに買い物に行く車とか、そういったものも、通勤の方々もありますけれども、台数は、もう数えられないんですね。宮島北交差点から、JAのほうに、船津のあっちからいらっしゃる車は、もう宮島北交差点からAコープを過ぎた向こうまで並んでいるというような状況です。

何年か前に時差式といいますか、右折信号がちょっとつきましたけれども、やはりここの緩和を考える必要があるんじゃないかと思うんです。いろんな考え方もあるかと思います。例えば、道路を拡張したほうがいいんじゃないのとか。しかし、ボックスのところでどうしても行きどまりですよ。前からボックスのところは、交通量が、子どもたち、あるいは自転車の方は、もう青信号で渡れないで赤になってから、ボックスの脇をば急いで渡るというような状況、これはもう現実そうなんですけれども——がありまして、やはりここの交通緩和というのは、どうしてもしなきゃいけないところかなあと思うんですけども。

私が思いますに、大きな道路ができつつあります。森山線から錦原線、錦原線のところは、唯一高速の下で2連ボックスなんです。ところが2連ボックスはなかなかこう生かされていないと。例えば船津森線のどっか途中から、あの2連ボックスのほうに道路をつくって、そしていろんな朝の交通とか、蒲生あたり、船津、春花あたりからいらっしゃる方々が、そっちを通過して2連ボックスを通過して、10号バイパスのほうに抜ける。

あるいは、東城瀬線ですかね、あそこがうまくなれば、あそこもうまく利用されて、縦と横の交通緩和になるかと思うんですけれども、錦原線を、今途中、計画もボックス過ぎて途中までしかないんですけれども、そこをずっともう少し新しい線路にして、船津、蒲生あたりの方がいい道路といいますか、そういう道路を通して始良のほうに来ることによって、こちらの宮島線の緩和というのが図れるんじゃないかなあと思ったりするんですけれども、そういう考えはどうでしょうかね。

○市長（笹山義弘君） お答えします。

都市計画道路のあり方ということについて、今合併2年目であります、それぞれの町で計画があったものがあります。しかし、庁舎機能、いろいろとそういうことで始良市としていかにあるべきかということは今構築中ではありますが、それと含めまして、道路のあり方についても、その旧町で担ってきたその役割と、新市になってということについては、またその役割が変わりつつあります。

そういうことを含めまして、今般の都市計画マスタープラン等でその辺の精査もしながら、いろいろと検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○14番（河東律子君） これは一つの提案なんですけれども、やはりせっかく今つくった錦原線が活用される。つくった幹線道路とか、そういったものは活用される方向というのは新市になって、やっぱり模索されていく必要があるんじゃないかと思います。

時間ありませんけれども、タイヨー・グラードのところの交差点の問題ですけれども、議員の方々、執行部の方々、あまり何じゃこれとは思われてよくおわかりにならないような——があるんじゃないかな。何でこれ取り上げたのと。

実は、松原からの宮島線が開通といいますか、通れるようになりまして、菅原線のところの交差点も通れるようになりました。タイヨー・グラード前を通過して市役所のほうに行く道路がこうできたわけです。そうすると、あの道路を通過して松原の中学生、あるいは東原あたり、駅前あたりの中学生がその交差点を通るわけですね。ちょうど交差点のところは、今またここに未買収のところがあるんですよね。

それで地権者も十分ご理解をいただいて解決の方向になってるんですけれども、あそこは地権者は皆さんご存知だと思いますので、あまり名前言いませんけれども、ちょうどフェンスが立って、今別府整骨のところに行く交差点を渡って、タイヨーのほうに行く道路ですね。あそこが私有地になっておりましてフェンスがあります。ですから、コーンポールといいますか、あれがつけてあって通れなくなっているから、子どもたちは、勢い、車道を通らないと、自転車は通れないわけですよね。学校側では、横断歩道は自転車を押して通りなさいという指導がされておる。これも当然、そうなんです。押して、押しましてから、横断歩道を通り過ぎたら、子どもたちは自転車に乗って、わきのほうを通過して、タイヨー前、今別府整骨の前を通過するという形に通っていたんですけれども、そのところで、子どもたちが一斉に、中学生ですが、自転車を発車させるものですから、追突、子どもたち同士の追突が起こって転倒が何件かあったわけです。

親の方から、ちょっとこれじゃ大変なと、車でも来るところに転倒したら事故が起こるというので相談がありまして、私もあそこの道路、都市計画道路ですので、行きまして相談をしましたり、あるいは中学校とも話し合いをいたしました。学校側は、横断歩道を押して渡って、それから今別府の整骨のある歩道のところまで押していきなさいというので解決はしたわけです。

ところが、その前の問題なんですけれども、ちょうど歩道も立派なのできております。こちらから行けば左側ですね。そこのところに車道と歩道の間に縁石がこうあるんですけれども、その縁石が、工事が歩道に入るぎりぎりのところまで、このぐらいいかあいてないところまで縁石がつくってあるわけなんです。で、子どもたちは、そこをば自転車に乗って、帰ろうと、行き来をしようとしておりました。

私は、都市計画課のほうにも行きまして、この縁石をもうちょっと外して、ここを空間を長くしたら、歩道にこう自転車がスムーズに入れるんじゃないのと言いましたら、また苦しい答弁だと思うんですけれども、自転車は交通ルールでいけば車だと。ですから自転車のためにここを外してと、頭をこうひねられるわけですね。ところが実際は、今どんどん歩道が広くなりまして自転車も十分通れます。通れる。恐らく自転車も人もその歩道を通るような形でつくられていくんじゃないかと、特に田舎の道路の場合はですね。

そうしますと、とても自転車は車道は通れないわけですから、交通ルール上、いや自転車は車両よと、道路を通りなさいとなっても、もう歩道を通りなさいと言わざるを得ない実情ですよ。

ですから、私が言いたいのは、道路をここまで工事途中までここをすると。道路側のほうは、もうぎりぎりまで縁石つくって、ここを歩道をちゃんとこうしようとするつくれたらいいけれども、そこを通る人とか、自転車ですから、その時点でそこをやはり配慮してほしいと思うんですね。

子どもたちは、ここをこう通って当然歩道に入らないといけないんだから、縁石は、ここの先までつくらないといけないんだけど、ここで今回はとめておきましょうと。で、ここの買収が全部済んだら、ずうっと通しましょうというような形のやはり配慮と、それから、きのうも横の連携と言われましたけれども、そういったような子どもたちが通るのであれば、教育委員会側とのやはり話し合いとか、学校側に聞きましたら、警察と話し合いをして子どもたちは歩道を通るようにというのを了解を受けましたということなんです。

ところが、今度は、建築といいますか、つくる側は、いや自転車は歩道じゃありませんので、ここをずいっとか、頭ひねってと、何かそういったところをやはり現実に即してきちっと土木課だったら土木課だけのことじゃない。これはだれが利用するの。いろんな人が交通というのがあるわけですから、そういったようなの見越したやはりつくり方、話し合いといったものをば、十分する必要があるんじゃないか。これはここだけの問題じゃないんですね、いろんなのに出てくると思いますので、あえて、たったあそこの宮島線の交差点だけのことでしたけれども、私に取り上げたのはそういう意味があります。

ちょうど、グラードの交差点の南側は、まだ私有地ですね。だから交差点を過ぎても全部私有地なんです。そのうちに解決をして、あそこが全部開通するときには、きちんとなるんでしょうけれども、あそこの宮島線の改良があるよというのは、もう随分前からわかってるわけですから、やはりそういったような交渉をきちんとかう、交渉というのは難しいんですけれども、一番メインのところですので、いろんな事故、交通安全、事故の起こらないような手だてというのを十分考えていただきたいなあと思って出しました。答弁は要りません。もう交渉中ということですので、そのうちにきちんとなるかと思います。

それでは、はしご車に入りたいと思いますが、長さ、幅、高さがはしご車の場合は特殊ですので消防の車庫に入りませんと、もうこれ当然なんですけれども、じゃ消防署がで上がるのがいつかと、今の計画でいきますと26年ぐらいなんですかね。26年、27年ですかね。今まではしご車が購入でき

なかったとか、しなかったという理由は、車庫だけの問題ですか。何かほかにも理由がありますか。

○消防長（黒木俊己君） 先ほどの答弁の中で車庫等の問題も上げておりましたが、導入にあたりましては、そのはしご車の隊員の養成、それから値段等におきましても大変高価なものであるということから、いろいろな課題が多く、今まで懸案事項となっていたわけですが、15m以上の構造物に対しまして、この消防庁が示しております消防の指針というのがございます。その中で、15m以上の構造物が何棟ある云々というところで、はしご車を配置するというようなこともあるわけですが、最近のこの高層ビルにおきましては、耐震化が非常に耐化構造を有しているということなと、それから消防署の建てかえによって、計画で、先ほど答弁にもありましたように、車庫等も検討するという形で今までできなかった、購入しなかった理由になっております。

○14番（河東律子君） 車庫といいますか、消防署が新しくできると、当然そういった形で車がおさめられるような車庫ができるとかと思うんですけども、万一です、もう今想定外とか何とかという言葉はもう使えなくなっているわけですが、このはしご車が購入できない数年の間に、もし15m以上の何かというような事故等が起こった場合に対応できるほかの方策がありますか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

購入する前に、そういう火災等が起きた場合ということでございますけども、通用の階段ですね、屋外階段になるわけですが、そういったものを使用いたしまして、ベランダに三連はしご、それからかぎはしごを使用しまして侵入し、中高層の建物につきましては、現在3階以上の各階に連結送水管を設置するというようなふうに規定がございまして、そこにホースを結合しまして消火するというような方法をとるように現在確認をいたしているところでございます。

以上です。

○14番（河東律子君） 消火の場合はわかりました。今一番懸念されるのは、やはり地震とか、津波ですよね。そういったので、屋上にとか、そういったところに避難された方々をどう救助していくのかというのになりますと、やはりはしご車というのが必要なあとということになります。

何日か前でしたね、もう1週間になりますかね、指宿市ではしご車等の訓練をしたという新聞記事が載っております。ですから、やはり今からは火災というのももちろんあるんですけども、そういったような地震、その他、屋上に逃げおくれた人をば救出するというような、そういったものも出てくるかと思しますので、もし万が一、庁舎を建てかえる以前に何かが起こったときの対応というのをやはり十分考えておっていただきたいなと思っております。

次に入ります。時間がありますので、課長さん、部長さん、次長さんには大変申しわけありませんが、特定健診に入りたいと思います。特定健診とか、健康につきましては、私も始良町時代にも何回か質問をしております。

どうしても、いわゆるメタボ健診が始まった、内臓脂肪に関する健康というのに着目したということにつきましては、生活習慣を改めていくということが一番大事だし、また啓発とか、受診とか、いろいろあると思うんですけども、まず始良市のメタボの受診率はわかりました。34.3%で、ことしが38%を見込まれているということなんですけれども、それでは始良市の医療費、1人当たりの医療

費、それから疾病の傾向を、大変お金がかかるのが人工透析だろうと思うんですけども、人工透析をされる方の近年の傾向、ふえているのかどうなのか、その辺わかっておりますか。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

1人当たりの医療費については、確実な数字はちょっとここに持っておりませんが35万円程度になります。それと、今議員仰せのとおり、始良市におきましては、国保で糖尿病の治療をされてる方が、人工透析をされてる方が約90名いらっしゃいます。年間5億4,000万以上かかります。1人当たり大体毎月50万かかりますので、今こういう形でこの糖尿病が、どんどんどんどん肥満の関係でふえております。

ですので、今回、23年度の特定健診においては、始良市の独自のヘモグリンA1c、これを追加項目として入れております。なぜかといいますと、これによって、糖尿病の数値等が出てまいりますので、この糖尿病の治療を早急にさせていただいて、重症化していただかないような態勢をとるちゅうことで、今回特定健診の中に項目として入れて、特に糖尿病に関する治療の早期発見をことしの目標としてやっております。

以上です。

○14番（河東律子君） この特定健診、そして健康医療、病気については何回も質問しておりますが、やはり要は重症化させないと。何年前か忘れましたけれども、20年ばかり前の話でしょうか。私は、あるお医者さんに糖尿病患者を1人持てば、医院はもつんだよというぐらい、1人のお金がかかるわけですね、糖尿病につきましては。

私も、90人もいらっしゃるというのではびっくりしたんですけども、やはり重症化させないための知識、一人ひとりの健康に対する啓発、初期段階の発見というのが重要になるかと思います。

きょうの新聞ですね、ちょっとこう見てきましたら、「やねだんの高齢者は元気」という記事が、こんな大きく出ていました。鹿屋市が調査をしたのでは、これは後期高齢者なんですけども、1人当たりの医療が、やねだんは鹿屋市よりも35万円低いと、それから要介護認定は高いけれども、1人当たりの介護給付金は市の平均よりも40万以上も下回る。

やはり元気で運動をし、書物を読み、地域活動やボランティアなどしている元気な高齢者、これは一つの生活習慣にもなると思いますけれども、やはり運動、栄養、休養、これが健康の三大要素ですので、この辺の啓発ですね、ただ早期受診とか何とかだけじゃない、生活習慣を改めていくような方向への持っていくような、そういったのが保健体育課あたりとも、それこそ連携しながらやっていっていく必要があるんじゃないかあと思います。

以上で終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、河東律子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10分間とします。（「15分、15分」と呼ぶ者あり）15分とします。（笑声）

（午前10時26分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次は、19番、神村次郎議員の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 登壇

おはようございます。今回は次の3点について質問をいたします。

1番目に教育環境の整備についてであります。児童数増に伴う建昌小学校の分離新設校として事業化が検討されている仮称松原小学校についてお伺いいたします。

要旨1ですが、現在示されている事業計画では、給食調理場は（仮称）松原小学校内には計画されていません。児童に最も理想的な方式とされる自校方式での給食調理場を計画すべきだと思いますが、お伺いいたします。

要旨2、学校には災害時、地域住民の避難拠点としての機能も求められていますが、検討されているのかお伺いいたします。

2番目に、始良警察署の移転についてであります。加治木地区の市民には警察署の移転に伴う心配があります。安全安心に暮らせることが生活上の基本であります。

要旨1、移転する機能の一部を加治木総合支所に移せないか、県へ要請できないかお伺いいたします。

要旨2、県警察本部は駐在所や交番の再編作業を進められておりますが、地域の声が反映されたものとなっているのか。また、今まで以上に安全安心が求められます。始良市としての対応をお伺いいたします。

3番目の質問になります。交通環境の整備についてであります。

要旨1、合併後、旧3町間を自転車で行く市民を多く見かけるようになりました。観光、健康づくり、環境にやさしいなど、移動手段としての自転車は注目を集めているところです。旧3町間を結ぶ自転車道の整備はできないかお伺いいたします。

要旨2、高速道路無料化実験は、東日本大震災を踏まえて一時凍結として6月19日で終了しました。その後、国道10号線の加治木から霧島市へは実験以前と同様に渋滞が続いています。加治木インターチェンジから隼人東インターチェンジ間の再度の社会実験を関係機関に要請できないか、お伺いいたします。

要旨3、国道10号線と県道川内加治木線の合流部は渋滞が頻繁に発生しています。本県の事業、産業や地域経済の重要な路線でもあります県道下手・山田・帖佐線の帖佐橋から加治木インターチェンジ間の整備は検討できないか、お伺いいたします。

あとは一般席から質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の教育環境の整備についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

2問目の始良警察署の移転についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、始良警察署が所在している加治木町港町は、飲食店街や港湾施設等を抱える防犯上重要な地域でありますので、始良警察署移転と同時に、同地域に交番等の警察施設を新設していただくよう、

7月14日付で要望書を提出したところであります。ご質問の加治木総合支所内への警察施設の移転を要望することは難しいと考えます。

2点目のご質問についてお答えいたします。

県警察本部が各警察署管内における事件・事故の発生状況や人口、世帯数等を考慮して、交番、駐在所の再編作業を進めていることや、これに伴い、特に夜間警戒体制の強化等に取り組んでいることについては新聞報道等により承知しております。

本市といたしましては、1点目のご質問にお答えしましたとおり、交番のあり方を含め市の防犯体制の整備について引き続き要望してまいります。

安全安心に関する市の対応につきましては、始良市安全安心まちづくり推進協議会において総合的施策を策定しているほか、始良市防犯・暴力追放協議会において青少年の健全育成、犯罪・暴力の未然防止、地域の防犯パトロール活動への支援、防犯灯の新設・修繕・蛍光灯交換などに関する事業を行っております。

また、始良市地域安全パトロール隊による市内全域の青色防犯パトロール活動を積極的に推進しているところであります。

次に、3問目の道路交通環境の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

現在、国道10号が自転車歩行者道として通勤・通学に利用されておりますが、ほかには自転車歩行者道は設置されておりません。旧3町間の自転車道となりますと、大変難しい事業であると考えます。

2点目のご質問についてお答えいたします。

ご存じのとおり、高速道路の無料化社会実験は、東日本大震災に対処するのに必要となる財源を確保するため、休日特別割引とともに、6月19日で一時凍結されております。以前、国土交通省に単人道路の無料化の要望を行ってまいりましたので、今後もいろいろな機会をとらえて無料化の要望を行ってまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

帖佐橋から加治木インターチェンジ間の道路整備につきましては、さきの湯川議員のご質問にもお答えしましたとおり、総合的な視点で検討していきたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の教育環境の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の学校給食は、現在、自校方式とセンター方式の2つの方式による調理業務を行っているところであります。新設校の給食については、建昌小学校から分離新設するとの考え方から、建昌小学校から運搬する方法を検討したところであります。

建昌小学校の給食室から新設校に給食を運搬するためには、現在の給食室を大幅に改修する必要があり、そのため学校敷地を拡張したり、大規模な改修工事費、工期の長期化等が課題となり、建昌小学校給食室の改修による対応が困難であると判断しました。

これらのことから基本的には建昌小学校の給食室にかわる調理場を新たな場所へ建設することを考えているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

災害時の避難拠点といたしましては、屋内運動場を想定しております。施設内の玄関ホールに手洗いや水飲み施設、トイレにつきましては、男女用の洋式トイレのほかに幼児や高齢者等に配慮した多目的トイレの設置、そのほか更衣室を整備計画に位置づけることを検討しておりますので、台風等の

災害時における緊急避難所の拠点としての機能は果たせるものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○19番（神村次郎君） 給食調理場の問題であります、新たな場所に建設をするということですが、今建昌小学校には調理場があって自校方式でやっているわけですが、当然そのままの格好で新しい学校に調理場ができてしかるべき話でして、まずそこから話は始まっていくんだと思いますが、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほどの答弁でいたしましたとおり、新設の小学校につきましては建昌小学校から分離新設する、そういう考え方のもとに、比較的近距離である建昌小学校から運搬する。いわゆる親子給食の方式を導入が可能ではないかと、そういうことで検討に入ったところであります。

本来の新設校に給食調理室を設置すべきではないかと、そういうご意見でございますけど、全体として始良地区の自校方式の給食室というのはかなり老朽化が進んできておりまして、古いものは昭和54年、新しいものでも昭和60年代の前半でございます。これから全体的な改築をかかっていくというのはもう膨大な費用がかかってくるということもございますし、ここ10年以内にこの始良地区の自校方式のあり方については検討を深めていかなきゃならない。そういうことで今回は親子給食の方式は導入できないかと考えたところでございまして、その結果は無理である、困難であるという状況で、新たな場所で近距離の場所にこの建昌小学校と、それと加えて始良地区の2つの幼稚園、建昌幼稚園とこの帖佐幼稚園、このいずれも給食は完全給食となっております。いわゆる温食が提供されておりませんので、この2園に対しても給食が供給できるような、そういった施設を考えていきたいということでございます。

○19番（神村次郎君） 的確に答えてほしいんですが、今学校に調理場があって、そのまま移動するという、そこから考えなけりゃいけない話で、教育長の話は新しくつくることが出発点になっているんですね。私はそういうことは聞いてませんが、学校に調理場があって先生の話を書きました。これは自校方式の学校の先生ですが、この食べる感謝の気持ちが醸成される、一言でいうとそういうことを言われました。給食をつくる人とかかわりが出てくる。そのことで児童は心から本心からおいしかった、ありがたいと言える気持ちができる。そして、残しちゃいけない、目の前でつくるわけですから、残しちゃいけない。そして、ありがたいの重みが違ってくる。そういうことも言っておられました。調理員の生の声が聞ける。これも素晴らしいことだと思います。中には生徒が、つくるのを見に行くそうです。ずっと見ているそうです、休み時間に。そういうこともあるそうです。そこからつくる人との会話が生まれる。あと、まだ、調理員と教師の会話ができる、つくり手と教師、そして児童との関係ができる。学校でこういうこともされてるところもあるんだそうですが、児童が感謝の気持ちの手紙を渡す。そういうこともできる。センター方式というのは身近にないですから、そういう意味があります。一部でしょうけども、保護者がなかなか食べ物を調理をしない。そういう状況もあるようです。一部だと思いますが。そういうところでは調理場に行ってつくっているところを見る、そういう児童もいる。そういうことです。給食室に休み時間に、さっき言いましたが、子どもたちが遊びに行く。そういうことは行われているようであります。調理員がきょうの給食はおいしかった、聞ける、じかにですね。そういうことも言われております。

今幾つか先生から、これ聞き取りした話ですが、今こういった状況がありますが、教育長はどうお考えですか。

○教育長（小倉寛恒君） 学校の中に自校方式の調理場、給食室があるということは、例えば身近な食材で調理してそれを子どもたちに提供する、あるいはつくり手と、それから給食を提供を受ける側との日常的な触れ合い、そういう中にいろいろな子どもたちの心の醸成と、豊かな心の醸成という意味では効果があるというふうには思っておりますけど、それではセンター化進めた地域はそういうのは果たされないかということでもありますけど、そうであれば一部の地域だけが自校方式のこの恩恵を受けるということになります。それだけではないというふうに考えています。

現在、自校方式とセンター方式の大きな違いというものは、これまで反対が多かったのは、やはり冷めると。冷めた食事を子どもたちに提供したくないというふうな保護者の思いが強かったと思います。しかし、温食缶などの飛躍的なこの効果によりまして、そういった遠距離でも冷めない食事の提供はできるようになってきてる。そうした自校方式とセンター方式のメリット・デメリットというのは、そういった財政的ないろんなものを除いて、それは非常に減ってきているというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 教育長の話は、もうコスト論に入っちゃいますが、私は教育的な考え方から先ほど申し上げましたが、やっぱり教育的にどうなのか、そしてコスト的にどうなのか、そういう議論になっていかなければならないと思っておりますが、センター方式がずっと頭にあるようでございますが。

次の話に行きますが、学校給食法が29年の6月に施行されたんですね。このときはわざわざ私が申し上げなくてもいいと思いますが、あえて申し上げますが、戦後の食糧難を背景に不足しがちな栄養を補給をする、そういった目的もありました。児童心身の健全な発達に、そして国民の食生活の改善をするといったような目的がありました。

平成17年に食育基本法ができています。ここでは附則にありますが、読みますが、国民一人ひとりが食について改めて意識を高め、自然の恩恵や食にかかわる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけることによって心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域などを中心に国民運動として食育に取り組んでいくことは、我々に課せられた課題だと。そういうことで食育基本法が制定をされました。平成21年に、これを受けて学校給食法が改正をされました。

改正のポイントは、学校給食の主な目的を従来の栄養改善から食育に転換する。これが一番目の改正のポイントです。

2番目が地元の食材を活用し、生産現場などの体験などを通じて郷土への愛情を育てる。郷土への愛情を育てるというのが、これ以前に教育基本法が改正されていますので、そういった意味も含めていようです。

3番目に、食育を推進する栄養教育の役割を条文に盛り込み明確化をした。

4番目に、子どもに必要な栄養の量やバランスを示す。

5番目に、食中毒防止策など、衛生管理の基準を規定し徹底をさせる。

歴史的に食生活の改善から食育ということにねらいを定めた学校給食に変わってきているという、

この変わり方について教育長はどうお考えですか。

○教育長（小倉寛恒君） 確かに昭和戦後の非常に日本全体が生活の困窮期にあって、昼食も十分にとれない。そういう状況の中、昭和29年に学校給食法というのが制定されたわけです。

鹿児島県はどちらかといいますと、早い取り組みがあったと思っております。昭和30年代前半、遅いところでも30年代後半にはこの学校給食に取り組んでおるところでございまして、学校給食っていうのはそういった食生活の改善という大きな目標は達成してきたということでございます。

戦後、特に高度成長期を境にして、子どもたちの食事というのは、どちらかという飽食の時代に置かれてきておりまして、偏った、いわゆる偏食あるいは孤食、1人で食事をする、家庭内で1人で食事をするというような状況、そういった家庭での食事のあり方などを顧みて、平成17年には食育基本法というのが制定されているわけでありまして、大きくそういう転換期は迎えてきているというふうには感じております。そういう意味で学校の給食室がセンター化であるか、あるいは自校方式であるかにかかわらず、学校でのそういった食育というのは、栄養教諭を中心にして学校内で担任とそれから家庭との連携こういったものも深めて、子どもたちに将来にわたって正しい食事のとり方、栄養の補給の仕方などについて学ぶということはこれはなされているというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 給食の話について、私たちの年代の人たちに、友達に何人か聞いてみました。給食について思い出といいますか、聞いてみますと、においじゃって言いますね。思い出がありますが、私柞城小学校ですけれども、昭和28年に入学ですが、途中から始まりました。給食調理場は今の幼稚園の北側にありました。木造校舎が囲んであったわけですが、3時間目になるといいにおいがするんです。私、給食ちゅうのは、この一つにとってもやっぱり最大の効果を発揮すると思うんですね。笑われますけど、本当ににおいなんです。私たちの年代の人たち、そういう思い出をたくさん持ってらっしゃいます。これにおいがなくなるんですね。さっき私は再三に申し上げましたが、先生から聞き取りをした状況ありますけれども、まずはにおいなんです。教育長はどうお考えですか。

○教育長（小倉寛恒君） それが学校給食が始まった時代の子どもたちと今の時代の子どもたちの違いだろうと思います。やはり食事に対する非常に意欲を持った時代と、それから今はまさに飽食の時代、提供された食に対してもそうです。それほど食指が動かない。これが大きな問題でありました。においがかがしたら食べるようになるかということですけども、それは別といたしまして、やっぱり食育というのはそういったところからあるんだろうと思います。だから、今の子どもたちに何が何でも食べさせるということじゃなくて、そういった知識をしっかりと与えて、偏った食事にならないようなことを身につけさせるということが大事なんだろうというふうに思っております。

○19番（神村次郎君） 何が何でも食べさせるとか、そんな言い方はないと思うんですが、本当に文化やと思います。私がさっき言ったように、においというのは食文化ですよ。戦後、日本の学校で築かれてきた食文化はこの調理場なんです。そうは思われませんか。

○教育長（小倉寛恒君） それも食文化の一つと。当然いいにおいがして食欲をそそられるというのも、それは食育の一つの方法であるのかもしれませんが、それが食文化を支配するということではない

のかもしれませんが、それはよく十分分析されたものでありませんので、明解なことは申し上げられません。

○19番（神村次郎君） 教育長の答弁聞いていると、もう頭からセンター方式が抜けないようですが、私は教育論として非常に大事だと思ってるんですが、どうですかね。

○教育長（小倉寛恒君） 結論に給食センターがありきということで今申し上げているわけではございません。そうであれば今回今現在始良地区に11校、小学校が8校、それから中学校3校ありますが、そのうち山田小中、それから北山小は山田小でつくったものを運んでいるわけです。だから、全体として9校、自校方式でやっているわけでありますが、一気にセンター化を図ったほうがはるかにコスト的にも安く上がるという話になりますけど、今回はそういった分離する2校と、それから完全に給食をやっていない2園について行うということで。それはどうしてかということ、始良地区のそういったコンセンサスを得た状況でないということで、その2校・2園について新たな場所に調理場を建設するというふうに考えておるわけでございます。

ですから、決して具体的に始良市全体として考えますのは、来年度、今考えておりますのは、そういった学校給食のあり方検討委員会、これは仮称でありますけど、そういうものの中で栄養教諭あるいは専門の機関の方々を含めた検討を加えて、始良市全体としての学校給食のあり方については考えていきたいというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 始良地区に自校方式が残ってきた歴史的な経過があるわけです。そこら辺はどうお考えですか。

○教育長（小倉寛恒君） 歴史的な経過というのがやはりどこの市町村でもそういった自校方式からセンター化に向けて進めていく中で、そういった地域の皆さん、あるいは保護者の皆さん方とのやりとりの中で、それは歴史として刻まれてくる部分はあると思っております。

○19番（神村次郎君） 1つの町に調理の仕方の方式が幾つあっても構わないわけです。全国的にも幾つかある。インターネットで見ても結構あるんですね。

始良町は自校方式で、一部先ほどおっしゃいましたが、生徒数が減ったところではやむを得ないと思います。でも、ここの始良地域で自校方式が保護者が選択をしてきたわけです。始良市になって教育長はセンター方式のはしりとも言える、それをされるわけですから、保護者の考えどこにあるんですかね。

○教育長（小倉寛恒君） まだそういう意味で始良地区、いわゆる旧始良町全体をセンター化を図っていくということではありません。先ほどから申し上げておりますように、現在の建昌小学校を分離するこの2校分と、それから完全給食を実施していない2園について賄える、そういった調理場をつくりたいと、こういうふうに申し上げているわけでございます。

○19番（神村次郎君） 幼稚園の2園がついてくるんで、ここが何か疑問になりそうな感じが、

そこはまだおっしゃらないでください。

私、全国の共同調理場と自校方式の検討をされているところとか、何で自校方式をしているのか、そういった状況を見てみました。書き抜いてみましたが、自校方式の利点として、食育面において他の方式では実現をできない利点が多い。先ほど申し上げましたが、特に調理する人の顔が見える。食に対する心を育てる上で最も重要な要素です。学校運営の点では、行事に合わせたり、学年ごとに配膳時間を変えたり臨機応変に対応することができる。ここら辺はそれぞれ各県自治体でも違うところはありますが、また調理から配膳までの時間が他の方式と比べて格段に早いこと。安全性の確保にとっては有利である。これ安全性の確保というのは相当有利だと思います。輸送をする時間とは全然関係ありません。そして、食味の向上が多いことが期待できる。豊かな食事によって、飽食じゃないですよ、豊かな食事によって豊かな心、人格が形成される。コストはかかるかもしれませんが、教育費の増加は未来に対する効率的な投資になる。給食は児童生徒の成長や活動の源であり、毎日の学校生活の中で特に楽しみの一つでもある。こういうことが書いてある。私が共感しましたので、きょうは書き抜いてきました。

先ほど言いましたが、においでです。そして、そういった食文化です。今全国の状況を少し申し上げましたが、感想をお聞かせください。

○教育長（小倉寛恒君） 学校給食が始まりましたのは、すべて自校方式からスタートしているわけでごさいます、最初からセンター化で進められたところはないわけでありまして。それから次第にそういったさまざまなデメリットをクリアされてセンター化ということにも向かっているところも多いわけで、この始良市においても2つの地区においても既にセンター化がなされているわけでごさいます。

全国においてそういったまだ自校方式が残っているところ、それはよさというのはメリットとして当然あると思います。

逆に、今、学校給食の衛生管理基準というのは非常にレベルアップしてきております。今のそれぞれの学校の自校方式の給食室というのは、いわゆるウェット方式という形で、今すべてがドライ方式に変わりつつあるわけでごさいます。そういった衛生基準を守る、そして子どもたちに安全な食事を提供するということでは、ドライ方式に変えていかざるを得ないという状況に來ているということが、これはご理解いただきたいと思います。

○19番（神村次郎君） 全員協議会で話がございましたが、安全面で学校敷地内に車両が通ることには問題があると、子どもたちが危ない、そういうことを言われていますが、教職員の車もあるんです。搬入のトラックとかそういうことで安全面が守られない、クリアできないということでしょうが、私はそうではないと思いますがどうですか。

○教育長（小倉寛恒君） これは一つには仮に新設の小学校に給食室を備えるというのも、自校方式のみならず、そういった他校への搬送というものを考えた場合には、少し自校方式とは規模の大きな給食室を備えなきゃならない。始良市全体で考えた場合には、そういったことも考えてつくらなきゃいけない。そうした場合には1,000m²ぐらいの施設が必要になってきます。そうすることで敷地全体が狭隘になってくる。そういった安全性の確保という面から懸念もあるということでごさいます。

○19番（神村次郎君） 今面積の問題を少しおっしゃいましたが、仮称松原小に調理場をつくるとすれば、単独の場合、共同調理場の場合、面積はどれぐらい必要なんですか。

○教育部次長兼教育総務課長（岩元 豊君） お答えいたします。

単独の場合でございますと、大体児童数が500人程度を想定しておりますので、今の小学校の設置基準でいきますと、単独でございましたら面積的には150m²でございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） 単独の場合150、共同調理場の場合500人以下で253m²、500から1,000人以上であれば322m²の基準があります。これをこのままつくるわけいきませんので、つくるとするとどれぐらいの面積が必要ですか。

○教育部次長兼教育総務課長（岩元 豊君） お答えいたします。

単独でございますと、先ほども申し上げましたけども、単独の調理場につきましては敷地面積が150m²ということでございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） そうすると今の配置計画は示されていますが、この中に入らないんですか。

○教育部長（湯川忠治君） 単独の調理室であれば敷地的には入りますけれども、現在駐車場予定地になってるところをつぶすということになると思います。

○19番（神村次郎君） 計画の見直しというのは検討はできませんか。

○教育部長（小倉寛恒君） このPFI協議を進める中で基本構想、基本設計というのは考えられてきたわけでありますので、現段階でそれをすべて御破算にしてまたやり直すということは今のところ考えておりません。

○19番（神村次郎君） そうすると全員協議会で示されたことが、今ほかの場所につくることが最善の判断やというようなことを言ってらっしゃいますが、どこで決まった話ですかね。

○教育部長（小倉寛恒君） 学校給食のあり方については、この新設校の給食をどうするか、いわゆる親子給食で搬送するという考え方のほうをおもに進めてきました。そして、基本的にはこれは難しいという状況の中で、新たな方策ということでセンターから運ぶということも検討したわけですが、これも非常に同様な困難が生じるということで、上がってきたのがこういった新たな場所にまたこの2校・2園分を設置するということを結論として考えたわけですが、これは教育委員会として決定し、まだ今後財政上の負担もありますので、市長部局の財政当局等とも当然話をしております。

○19番（神村次郎君） 今の話を聞くと、食べる生徒の話がない、保護者の話が入ってない。どこで

保護者の話とかは聞かれるんですか。判断を勝手に教育委員会だけで決めてもらってはおかしいと思いますが、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） 最終的にそういった給食調理場設置するということについては、当該学校の現在の建昌小学校の保護者に対してはきちんとした説明をしていきたいというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） いつもですが、前、加治木の調理場がセンター化になるときも、もう教育長は一生懸命走ってらっしゃるんですね。頭の中でセンター方式で。この場合は、教育長が考えられることは結構ですよ。ただ、この始良の場合は、伝統的に食文化として自校方式があるわけです。そこをとらえて話をせんといけないと思うんですよ。食べる生徒、先生、保護者、これどこでどういう話を聞かれますか。

○教育長（小倉寛恒君） 一つの組織的に学校給食の関係者、保護者あるいは児童生徒に当然声を聞くということはありませんけど、こういった関係の方々には個別的な意見を聴取するということはあるということで、これは担当課において聞いております。

すべて今申し上げておりますのは、センター化を結論づけて判断してるということではございませんので、これはご理解いただきたいと思います。いわゆる建昌小学校を分離するということにおいて、これはいずれにしても給食をどちらかの学校で設置するというのは困難であるということ。それからもう一つは、始良地区全体の学校給食調理場、これが非常に古くなってきている状況にあるということ。そして、この二、三年の間にそれは判断しなければいずれ大きな考え方の転換期に来る。こういうことで今後、学校給食のあり方については、一般の市民の保護者の皆さんも加えた検討委員会で（ ）進めていくということで、今回はそういった2校・2園についての取り出した形での調理室をつくるということでございます。

○19番（神村次郎君） あり方の話が出ていますが、全員協議会のときにもお話がございましたけれども、学校給食のあり方検討委員会ということですが、先ほど申し上げましたけど、同じ町に2つの方式があっても結構なわけですから、そういうことでこのあり方検討委員会というのは、目的は何ですか。そして、いつごろ立ち上げるのか。メンバーは。現時点で何が問題なのか。お答えください。

○教育長（小倉寛恒君） これにつきましては、来年度まだ実際に実施計画の中でこれを入れ込んで今から折衝になるわけですが、来年度にはもうスタートさせたいと思っておりますし、メンバーにつきましてはそういった学校の関係者、保護者も含めて学校関係者それから専門的な機関、保健所とか、あるいは栄養士とか、あるいは薬剤師とかこういう方々、それに加えて学識経験者、こういった方々がメンバーに入ってくるんだろうと思っております。

何が目的かと。これは現在の自校方式及びセンター化、そういったことについてのメリット・デメリットについてご判断をいただくということになってくるかと思います。

○19番（神村次郎君） 議論はやっぱりしなけりゃならないと思いますが、公平なメンバーの選び方などをぜひしてほしいと思います。

それから、行政改革の関係で少しお聞きをしますが、給食調理場をアウトソーシングにする、そういう方針があるようなふうに聞いていますが、教育的な立場とコスト論とをどうお考えですか。

○行政改革推進室長（木上健二君） 給食関係につきましては、教育的見地はこちらのほうでは申し上げられませんが、行政改革の観点から申しますと、やはり市全体の効率的で効果的な行政運営と、これが主目的でございますので、そのような観点から組織についても今後検討してまいります。

また、それによってアウトソーシングにより人員も削減できるとかいろいろありますので、そこら辺も今計画策定の中で検討をしているところでございます。具体的にはまだどうするということはまだ決めておりませんが、今後そういうことも検討してまいりたいというふうに思います。

○19番（神村次郎君） おっしゃいますように、行政は効率、効果、コストが安くつく。私はそれでもいいと思うんですね。市民の側からいわすと、そうじゃないんですね。私も役場にいましたけど、4年ぐらいたってます。市民目線でどうか。これがなかなか自分でしてきた仕事どうなのか、考えています。市民目線でどう考えるか、そこが大事だと思います。ぜひ行政改革の委員会の中でも教育的な立場でどうなのか、そういう議論をつけて議論をしてほしいと思いますが、どうですか。

○行政改革推進室長（木上健二君） すべてが、行革の考え、これを通していこうということではございませんで、当然、教育的見地そういうのも取り入れながらしていかなければならないと思いますが。なかなか、この問題につきましては、教育的見地と行革、これをどういう形で融合させるか、なかなか難しいところでございますので、今後十分検討してまいりたいと思います。

○19番（神村次郎君） 給食の問題について、幾つか、基本的なことを申し上げましたが。私、学校に、質問事項に加えておりませんでした、給食の問題は、ひとまずそれで。今後、そういった教育的な立場からの議論もぜひお願いをして、コスト論だけが先行することのないようお願いをしたいと思っていますところ です。

それから、学校の、この度、災害時にやっぱり避難拠点になるんですが、一定の施設を備えると、そういうことで紹介をいたしますが、自家発電装置とかそういったものが必要になるんじゃないかと思っていますところ です。避難拠点として、やっぱり、今申し上げました調理場というのは、ここは、避難拠点になって、災害の種類にもよりますが、長く滞在することになったときに調理場が使える、そういう利点もあります。ぜひ、そういった点でご検討いただきたいと思いますが。

あと、校舎で、地震・津波の被害の関係で前議会でもいろいろ議論されましたけれども、避難場所としてのことは、検討はされておられませんか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

通常の災害であれば、仮称松原小学校が、十分避難体制も整っているようでございますので、避難所として活用できるものと考えております。

また、今、議員仰せの津波等につきましては、現在の段階では、正式に津波高を決定しておりません。したがって、今後、避難所となり得るかというところにつきましては、現時点ではお答えできないところでございます。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 学校の問題については、再生可能エネルギー、太陽光発電とかそういったものも、ぜひ考慮をいただきたいと思っていますところでは。

警察署の問題に行きますが、交番を加治木に設置をするということで要望をされております。ぜひ、ご努力をいただきたいと思っていますところでは。新しい警察署が始良地区に移るわけですが、ここで、計画の時点から東北震災を受けて、場所が、この場所で適当だったのかと、そういった標高の低いところがありますが、そこら辺の計画の内容の検討というそういったものがされたのかどうか、お伺いします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

そのようなことは、こちらのほうには提案はいただいております。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） よくわかりました。

県のことですが、やっぱり、警察署ちゅうのは、市役所と一緒に、今度の東北震災でもですが、市役所職員の被災受けたこのレポート見ると、警察署の職員と自治体の職員と、津波が来るときに車の誘導をしたなどという話が、レポートをされている。そういった格好で、警察署ちゅうのは、同じ管轄ですから、このまちにとっても、私たちの市行政をサポートをする、命と財産を守るそういう立場にあるわけですし、ぜひ、県のことなんで深くは申し上げませんが、そういうふうに思います。

それから、再編作業で、交番とか駐在所とかそういったものを再編作業にかかっていらっしゃると思いますが、これの問題で、自治体として県からどのような説明を受けて、市からの要望とか考え方とか、意見聴取というのはあったんですか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

そのような県からの要請とか打ち合わせとか、そのような提案もいただいております。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 私は、大きな問題があると思うんです。ここは、市議会ですので、今県の話をしてあんまり意味はないと思いますが、始良市の交番それから駐在所を再編をする、そういうことですので、始良市に話、どういうふうに考えていらっしゃるのか、そういう意見聴取はあってほしいと思うんです。これは、文句言わんにやいかんと思うんです、県に、どうですか。

○市長（笹山義弘君） 答弁でも申し上げましたように、7月14日付で、交番等の新設については、要望書等を提出させていただいてるところであります。その後の経過として、加治木地区のいろいろな団体から要望書とかいろいろ出ているというふうに聞いております。その動きを受けまして、加治木警察署に、改めて、この交番についての考え方とか、それから市としての考え方等についても、お話をさせていただいたところであります。今後とも、粘り強く、要望そして提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○19番（神村次郎君） もう一回伺いますが、同じ管轄の県の警察署です。市役所も同じ管轄ですが、ここで、もう地元の自治体の意見も聞かんちゅのは、どういうことですか。先ほど申し上げました、私、今東北震災を受けて、新しい署がどういう格好になるのか知らないという話です。これも、計画があつて、東北震災を受けて、低地帯ですので、心配があります。何人かの議員が、低地帯で津波の心配があると質問をされました。そのときに、この警察署で、前線部隊は交番、駐在所ですが、わかります。でも、よりどころの警察署が、どういう対応をされているのかもわからん。例えば、津波対応、桜島の噴火で2mという規模の津波の記録がありますが、始良カルデラの直下型の噴火で、どういう津波があるのかわかりません。そのときに、どう対応するのか。私は、必要だと思います。

そして、あと一つ、この中で言いたいのは、せっかくできる警察署です。すぐわないのかもしれませんが、階を上げて、一時的に避難ができる、津波のときに避難ができる、そういうものをつくるべきだち思うんです。何もわからないという状況で、本当にこれでいいのかなと思いますが、どうですか。副市長、どうですか。

○副市長（西 慎一郎君） 県警察本部の、やっぱりいろいろ防犯行政、治安上の問題から、いろいろご検討されて計画を進められてると。交番の問題、あり方につきましても、やはりそこら辺で、どうすれば治安体制が維持できるかとか、そういった判断でされている中で、やはりある程度地域の意見というのは必要かと思いますが、それが、地域の意見ばかり、すべて、それが治安とか防犯に結びつくかといった面も県警察本部では、いろいろ検討をされたんではないかと思いますが。そこら辺詳しい事情については、私どももすべてを承知しているわけではございませんので、何とも言いがたい面もございます。

○19番（神村次郎君） 副市長は、あんまり肩を持たんでもいいんです。あなたは、市役所の副市長ですから。真剣に考えてください。加治木地区で、警察署がなくなったら心配なんですよ。そこを、ぜひ考えてほしいんです。そして、再編計画の中で、今おっしゃいましたけれども、全く自治体が知らない、意見も聞いていない。これは、ぜひ、副市長は県にお伝えください。どうですか。

○副市長（西 慎一郎君） 県のほうも、いろいろ行政、管轄がございますので、私自身は、県におりますころ知事部局というところを主体におりまして、警察本部のほうの事情というのは、私も承知してないところでございますが、何か機会がございましたら、こういった意見があるということでお伝えしたいと思います。

○19番（神村次郎君） 副市長は、どういう任務で来ておられるんですか。言い過ぎかもしれませんが、ちゃんとやっぱり考えてくださいよ。

駐在所が、わかりませんけども、山田がなくなる、重富がなくなる、これは心配ですよ。

○副市長（西 慎一郎君） ちょっと、今、答弁で、不適切な部分があったかと思いますが。交番のあり方につきましては、今、市長のほうから先ほど答弁がありましたように、市としての加治木地区の交番のあり方というのは、要望書という形で提出しているわけですから、これは、市としての意向は

十分お伝えしているということでございます。

○19番（神村次郎君） その加治木のやつは、要望しているということで結構ですが、全体の、これやっぱり注目をしてほしいと思います。私も新聞で見て、慌てて、大変なこっちゃなと思いました。で、今度の質問に加えたんです。ぜひ、副市長の立場として、努力をいただきたいなと思います。

あと、道路の問題ですが、自転車道の整備を言っていますが、先ほど、河東議員からもありました、この自転車道の整備をすると、健康とか観光とかいろんな面で有利な点があります。ぜひ、ご検討を願いたいと思うんですが。年をとると、我々の年代になると、子どもたちもですが、今のこの車道を自転車で通るちゅうのは、もう至難の業なんです。危ない、怖いんですよ。その意味で私は言っています。大変難しい問題もよくわかります。2m50以上ないといけないというのもわかります。加治木で県道の栗野加治木線を1つつくりました。これ、最高の道路です。この努力を、やっぱりせんにゃいかんと思うんです。特に、加治木高校に通う生徒、蒲生高校に通う生徒、高校生の自転車通学というのは、やっぱり援助をしてやらないかんと思う。そういった意味で、2m50という大変難しい、クリアしなけれりゃならない問題がありますが、自転車道の整備というのは、環境の問題、バイオマスタウン構想などもありますけれども、本市としては、やっぱりこれも総合計画の中で、夢です。なかなか実現しない。ぜひ、ご検討をいただきたい課題だと思いますが、今の考えをお聞かせください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

この自転車道につきましては、多分、議員おっしゃるには、まず自転車、歩行者道との同じ考え方じゃないかと思います。現在、高校生が、ほとんど始良町方面からほとんど通学で、歩道を利用しているわけですが、蒲生方面からは川内加治木線を利用するとなれば、一部非常に難しい、用地等の改良等ができない部分等もございます。

今後、また、その歩道の段差解消、こういうのは、バリアフリー化も含めた、また視覚障がい者用ブロックの設置も考えたバリアフリー化には、市道につきましては、努めていきたいと思っております。

○19番（神村次郎君） あと、残された質問がございますが、道路交通関係の整備については、また、今後も、ぜひ、大変な財政の中ですが、ご努力をいただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼田勝久君） これで神村次郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後の会議は、1時から再開いたします。

（午前11時42分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、5番、田口幸一議員の発言を許します。

○5番（田口幸一君）

登壇

傍聴席に、毎日、熱心に勉強に来ておられる元議会事務局長の福留さん、ご苦労さまです。

皆さん、こんにちは。円高、ドル安で、我が国の経済は、疲弊しつつあります。私たちが、——私たちがちゅうのは、私です——中学生、高校生時代は、1ドル360円でした。それが、現在1ドル、毎日見ておりますが、76円から77円と、円が高くなっております。日本の企業は、原料を輸入し製品を輸出する輸出型経済ですので、現在は、我が国の企業は、外国にどんどん進出しております。このような理由で、貿易黒字も減少しております。あわせて鹿児島税関の貿易黒字も減少しており、このことが、始良市への経済にも影響が出ていると、私は考えます。

戦争で310万人の国民が死亡され、今回、東日本大震災による原発事故で多数の死傷者が発生いたしました。私は、原発廃止を宣言いたします。

さて、さきに通告した3問についてお尋ねしますので、市長及び執行部の皆さん、どうぞリラックスして、答弁、説明を求めます。私は、優しく、優しく、問いただきます。

それでは、質問事項に入ります。

1番目に、始良市都市計画街路について。

その（1）城瀬・東線、森山線、錦原線等の工事が現在とまっているが、進捗しない理由は何か。進捗のめどはどうなっているのか。例えば、用地の取得とか予算の関係とか。また、これらの工事、用地取得、移転補償費等に、おおよそ幾らの予算が必要か。国、県補助、起債、一般財源等において。

（2）加治木地区、蒲生地区の実態は、現在どのようになっているか。このことについては、きのう、きょうの同僚議員も触れておられます。

（3）菅原線、宮島線は、どのように進んでいくのか。

大きな2、始良市の公共下水道について。

その（1）美しい川、海を守るために、始良市に流れる大きな3つの河川、多くの準用河川を浄化すべきと、私は考えます。現在、合併処理浄化槽の方策がとられているが、やはり公共下水道が必要だと考えます。構想、めどはどのようになっているか。

（2）始良ニュータウン団地管理組合、みさと台、錦江団地等の始良市への移管問題はどのようになっているか。

（3）蒲生地区の公共下水道をどのように位置づけているか。このことは、今まで、始良町、加治木町下水道協議会というのがありましたが、今回合併して蒲生地区が入ってくるわけです。

（4）さきの議会で、私が一般質問したときの答弁は、約600億円、30年を想定しているとのことだったが、蒲生地区が入ることにより、どのように変わってくるか。

（5）今後、水道事業部下水道課で事業を進めていくのか。今までは企画部だったと、私は認識しております。お隣の60万都市鹿児島市、また12万8,000都市の霧島市では、水道局というのができて、そこで立派な下水道事業が始まっております。

質問事項3、始良市の介護保険事業について。

（1）過日、本会議において、福祉部長は、住民目線に立って介護を行うと言われたが、その基本は何か。

（2）始良市には、65歳以上の高齢者が多数おられる。認定を受けている人は何人か。介護度ごとに示せ。認定を受けていない人は何人で、どのようなサービスを受けているか。

（3）始良市の各事業所の職員の平均月収は幾らか。国の基準に比べてどうなっているか。始良市

での処遇改善交付金等は考えていないのか。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

田口議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の始良市都市計画街路についての 1 点目のご質問にお答えします。

都市計画道路の整備につきましては、現在、宮島線・菅原線を整備中でありますので、この事業の動向を見て、次期計画を検討してまいります。

城瀬・東線は、周辺の土地利用が確定しておらず、流動的なため、利用状況にあわせた整備が必要であると考えます。

森山線につきましては、踏切の形状や取り付け道路の形態について、地元との調整が必要となっております。

錦原線につきましては、帖佐第一地区土地区画整理地区から東原交差点までの区間を、鹿児島県が街路事業で整備しており、本年度完成予定でございますので、終点からの路線の検討が必要であると考えております。

また、工事費、用地費、補償費につきましては、測量設計を実施しておりませんが、概算では、城瀬・東線の延長が約830m、工事費及び用地・補償費を含め約10億4,000万円、森山線の延長が約770mで、工事費及び用地・補償費を含め約18億円、錦原線の延長が約130mで、工事費及び用地・補償費を含め約2億4,000万円であります。

事業を社会資本整備総合交付金で実施した場合は、国からの交付金が事業費の55%となり、残りが一般財源となりますが、うち90%が起債対象となり、県の補助金はありません。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

加治木地区の街路事業につきましては、現在事業実施はしておりませんが、始良市都市計画マスタープランの策定等の中で、見直しも含め検討してまいります。

また、蒲生地区の街路事業につきましては、県道伊集院蒲生溝辺線のバイパス事業を街路事業として、測量設計に着手しております。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

菅原線・宮島線は、まちづくり交付金事業により、平成19年度から整備を推進しており、本年度中の完成を目指しております。

次に、2 問目の始良市の公共下水道についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

始良市は、閉鎖的な内湾である錦江湾奥に位置しており、錦江湾の水質保全のためにも、生活排水対策は欠かせない課題であると認識しております。

現在は、集合処理施設である地域下水処理施設及び農業集落排水施設の維持・管理とあわせまして、合併処理浄化槽の推進に努めているところであります。

ご質問にあります公共下水道につきましては、仮に、加治木地区及び始良地区の約2,137haを対象に公共下水道を整備した場合、概算の建設費が600億円を超えることなどを、さきの3月議会においてご説明したところであります。

また、公共下水道につきましては、多額の整備費用とあわせまして、終末処理場の設置場所や建設に約30年という相当長い年月を要することなどの課題もあります。

このようなことから、今後の生活排水対策につきましては、快適な生活環境の創出と豊かな自然環

境の保全のため、今後の社会情勢・経済情勢の変化や財政状況を勘案しながら、地域の実情に応じた効率的かつ適正な生活排水施設の整備を行ってまいります。

具体的には、従来どおり合併処理浄化槽の推進に努めながら、公共下水道につきましては、調査・研究を行ってまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

各団地の污水处理施設の移管にあたり、污水处理施設現況等調査を専門業者に委託して行っております。この調査事業は、今後公共事業として運営可能かどうかを判断するために財政的な検討もふくまれており、調査結果を踏まえて、団地管理組合とも協議を重ね、市としての判断を行っていきたいと考えております。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本年3月の議会でお答えいたしましたのは、仮に加治木地区及び始良地区を対象に、公共下水道を実施した場合の建設費の概算額及び建設に要する期間をお答えしたものであり、すぐに公共下水道を実施することを想定してお答えしたものではありません。したがって、蒲生地区を入れた建設費の試算等は行っておりません。蒲生地区は、従来どおり合併処理浄化槽の推進に努めたいと考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

公共下水道の取り組みについては、生活排水対策全体からの視点での取り組みが必要であり、そのため方向性が明確になっておりませんので、市全体の課題であるとの考えから、企画部が中心となって検討していくことが適当であると考えております。

なお、各団地の污水处理施設の移管に関しては、水道事業部下水道課において、検討・協議を進めているところであります。

次に、3問目の始良市の介護保険事業についての1点目のご質問にお答えいたします。

介護を取り巻く環境は、介護保険法の改正等により現在まで移り変わってきておりますが、介護を受ける方と介護を担う方々のニーズについても、時代とともに変化していると考えます。

これからの介護保険制度運営にあたっては、市民の皆様のニーズに沿った形で、介護保険事業を推進することを基本として、福祉の向上を図っていききたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

認定者数につきましては、要支援1が592人、要支援2が386人、要介護1が736人、要介護2が430人、要介護3が396人、要介護4が405人、要介護5が331人の合計3,276人です。また、認定を受けていない方々は、1万5,976人です。この方々のうち、介護認定まではいかないが、やや虚弱な方々には、地域包括支援センターを中心に、介護予防事業として、運動機能の向上や閉じこもり・認知症予防の事業などを行い、元気高齢者の方々には、健康増進の観点から老人福祉車助成事業や温泉保養券交付事業で支援しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

市内の介護事業所の職員給与等については、それぞれの事業体の給与体系を持っておられ、また公表されておりませんので、把握していないところであります。

また、国が施設の定員等に比例した形で、各介護保険対象サービスの報酬単価を設定しており、事業所は、この収入をもとに人件費や運営経費に分配されておりますので、事業所ごとの人件費に大きな差はないものと考えます。

次に、処遇改善交付金につきましては、国及び県により介護施設等の開設時期に、それぞれの施設内容により一定の補助金があることと、国の介護報酬等の設定により改善されていくべきものと考えますので、市としては独自の交付金等は考えておりません。

以上で、答弁を終わります。

○5番（田口幸一君） 今、市長より詳しい答弁をいただきましたが、答弁の2ページに、街路の件ですが、予算が、この3つ合わせまして、30億8,000万円。55%が国の交付金、うち90%が起債対象ということです。この3つの路線の延長が1,600mということがわかりました。この事業が実施されると、とても大きな事業になると考えます。今、市内の土木業者は仕事がないのに、これを早く予算をつくって、実施してもらいたいものだと思います。

まず、1点目の街路の件です。じゃあ、順次質問してまいります。

まず、1番目に、西之妻に160mの幅員の道路があります。ここには、現在ガードレールが設置しており、「この先直進は私道につき、関係者以外通行することを禁止します。株式会社萩尾地所」となっていて、もうそのガードレールが設置してある向こう側には、楠元側には、付近には立派な新興住宅ができております。私、一昨日歩いてみましたが、始良小学校に通う児童とか幼稚園、保育所の児童が、いっぱい遊んでおりました。このこと、もう少し早く16mの街路が、そこまでもう来ているわけですから。これは、始良町の時代に買い取って、始良町道、そして現在は始良市都市計画街路の一部になっていると思うんです。その西之妻のほうは、錦原線につながっておりますよね、街路の。だから、なぜ、このことについて、萩尾地所が、もうこれガードレールを設置して、その付近は5m道路のところに新興住宅が張りついているんです。このことについて、説明してください。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

今、議員の申されるところは、城瀬・東線の延長のことについてであれば、城瀬・東線につきましては、錦原線よりこの岩渕橋までの区間の路線が、街路として決定されております。今、議員ご質問の中の16m道路、そこは、街路としてはまだ認定はしておりません。あそこの団地が、グリーントウンという団地でございますけども、グリーントウンにつきましては、確かに私も現場に行ってみて見させてもらったわけですが、「私道につき、関係者以外は通り抜けを禁止する」という旨の看板が掲示してございます。それは、どのような経過でどのような意図で看板の設置をされたかは、行政としても、ちょっと確認はいたしておりませんけども、当時の土地利用における開発のときを確認いたしますと、地権者のほうから、実はあそこが、道路部分、公衆用道路となっておりますけど、地目は。登記については、地権者と宅地を買われた方の共有名義になっております。ですから、まだ市道認定もいたしていません。確かに、市道と市道の通り抜け道路ではございますけど、市道認定するためには、もういろんな手続が要ります。当然、通り抜け道路でございますから、市道認定もできると思います。しかしながら、もうちょっとその中身を見てみますと、地権者のほうより寄附採納は、一切しないと、文面がございまして。その後、維持管理につきましても、我々が、——地権者と共有の方です、その土地を持っていらっしゃる所有者の方が——今後は維持管理もいたしますという確約書が入っているようでございます。ですから、それが街路にひっかかるということではございませんけれども、今、我々が行政といたしましては、この後の街路の延長というのは、まだ、先ほども申し上げましたけども、マスタープランの中でも今後考えられる、議論されるところじゃなかろうかと思っています。当

然、それをまっすぐ持っていけば、森山線との交差も考えられるんじゃないかなと思うので。今後、また、今申し上げましたように、マスタープランの中で、その辺の大きな街路ですので、考えていきたいと思っています。

以上です。

○5番（田口幸一君） 事情がわかってきましたが、16m道路が、今、次長が答弁されましたけど、これが公衆用道路となっていると。ものすごい、何百mありますか、あの錦原線との交差点まで、今、ガードレールが設置してあるあそこまで。私が走っても、200m以上あると思うんですけど。だから、それを、今、都市計画マスタープランで云々と言われましたけど、将来、これは、その萩尾地所ですか、そこから買い取って、一切しないということですが。やっぱり、これだけの16m道路を、やっぱり市のほうで交渉すべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○建設部長（大園親正君） お答えします。

今おっしゃる、その16mの延長区間は、市道に認定してあります。先ほど、次長がお答えしました、私道になってる部分は、それから西側に行った約15mほどの、ちょうど狭くなった、まだ西側との開発部分のところの一部分が私道で、先ほど申しましたように、ちょっと確約が入っている部分でございます。その手前の16m道路は、市道が認定してあります。

○5番（田口幸一君） その「しどう」というのは、私道ですかそれとも始良市道ですか。そこをちょっと、ほんなら……

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

私の説明がちょっと悪かったかもしれません。申しわけございません。

市道と市道を結ぶ通り抜け道路というのは、今、部長のほうがお話ししました16mは市道の認定はしてあります。ただ、先ほど街路の話が出ましたので、街路としての、現在の、旧始良町、始良町時代には、その16mのところの市道につきましては、まだ計画決定まで至っておりません。先ほど、議員が申し上げましたように、「しどう」ちゅうのは「市道」です。

看板が置いてある。なぜ、あの看板が設置してあるのかっていうのをご質問されたものですから、私のほうとしては、それから先の道路については、ただ公衆用道路で、私道というふうに説明したのでございます。

○5番（田口幸一君） よくわかりました。

今、そういうふうに、次長と部長のでよくわかったんですが。

次に、もう時間もありませんので、菅原線の終点・起点はどうなっておりますか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

菅原線の起点は、錦原線となっております。十日町の国道10号バイパスの交差点まででございます。以上です。

○5番（田口幸一君） 同僚議員が、けさほど質問されましたが、宮島線は、鹿銀前の工事ですね、今もう終わったのかな、まだ舗装がしてないですけど、これで工事終了ですか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

宮島線におきます国道10号バイパスの区間につきましては、鹿児島銀行の前の、議員仰せのとおり、工事で終了でございます。

○5番（田口幸一君） 森山線が、私の出身地の森山に出てくると、私は認識しているんですけど、森山線の終点・起点はどうなっておりますか。手短かに説明してください。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

森山線の起点・終点ともまだ今未整備なんですけど、起点は、松原線との接道となっております。終点につきましては、楠元線との交差点から約80mとなっております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 次に、錦原線、これは、湯川議員がよく質問されますが、高速道の下に2連ボックスというのがあります。この錦原線は、どこに延びていくんですか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

現在、錦原線につきましては、九州縦貫道路の、今議員説明がございましたように、約2連ボックスから先の130mまでが計画決定されておりますが、今後の計画につきましては未定でございます。計画がされておられません。先ほど、河東議員さんの答弁にもご説明いたしましたように、今後、中心地、中心市街地にアクセスする都市計画道路でもございますので、線形につきましては、やはり都市計画マスタープランの中でも審議されると思いますので、そのときに決定なりされるかどうか、そのような方面も審議したいと考えております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 現在、JRの上に橋をつくる工事が、錦原線において実施されております。これは県工事で、コーアツ工業株式会社が施工しておりますが。ここは、始良・伊佐地域振興局となっておりますが、工事の施行箇所は県道と認識しておりますが、県道と市道はどこで交差するのか。また、県道はどこからどこまでですか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

議員の仰せられるところは、例の錦原線の高架橋のことだと思います。県の事業整備でございます。県道との市道とはどこで交差するのかということでございますが、旧国道10号前の市道錦原線と交差をいたします。県道松原帖佐停車場線は、旧県の自動車学校から旧国道10号線に入り、帖佐駅前までとなっております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 河東議員も先ほど質問されましたけども、宮島線、あそこに朝日生命総合保険会社がありますが、あの移転補償は、もう解決したのですか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

現在、交渉中でございます。事務所の移転先につきましては、ほぼ候補地が絞りつつあります。予定では10月中旬に移転が可能となりまして、移転が行われ、用地補償費等は、その後契約の段階になるかと考えております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 次に、菅原線ですけど、現在、私、一昨日歩いてみたんですが、家が壊してあります。家とか土地が壊して、そのままの状態になっておりますけど、移転補償というのは全部終了したのか。今後、工事は、これは23年度で終わるんですか。まず、そこを説明してください。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

家屋が全部で22軒ございます。そのうち、補償等も入れまして、契約済みが13軒、残りが9軒でございます。この事業につきましては、今議員説明されたように、今年度、平成23年度で終了でございます。23年度中には、この補償費関係、契約関係は、終了したいと考えております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 質問の順序が悪いですが、これも、一昨日、松原にございます性原寺というお寺から南国松原団地に通じる大型工事が行われております。これは、都市計画街路になるのか。これが、始良駅南のところに、また広い道路があります。これが、街路に決定されているのかどうか分かりませんが。そして、それが、ずっとクオアラハビリテーションの森山線につながっていくのか。そこを説明してください。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

都市計画道路、いわゆる街路でございます。現在は、市道南国松原団地5号線で220mの改良をいたしております。将来的には、議員仰せのとおり、始良駅森山線のほうにつながる計画でございます。

以上です。

○5番（田口幸一君） それから、私、今度は、その都市計画マスタープランの委員に任命されましたが、この都市計画マスタープランというのは、10月1日に今度は会議があるということで通知を受けただんですけど、街路に、どのようにこのマスタープランというのは絡んでくるんですか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

都市計画道路、いわゆる街路につきましては、今現在、始良、加治木、蒲生、始良市内の3地区におきまして47路線ございますけども、今後、この街路に見直しあるいは新規につきましても、マスタープラン等の中で路線等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番（田口幸一君） これで、街路については終わります。

次に、公共下水道に移ります。

まず1番目に、私は、きれいな川、きれいな海ということを命題に掲げて質問しておりますが、思川には、私の近くに新開橋というのがあります。その右上流に株式会社サンキョーというのがあります。それから、城瀬橋のところや南九イリョー株式会社、大きな洗濯会社がありますが、ここは、排水を思川に流しているわけです。始良保健所の検査も受けているかと思うんですが、もう私のところのすぐ近くの稲荷橋から見れば、もう汚れているんです。アユも遡上してきません。だから、保健所の検査結果は、どのようになっているのか。今、さき申しましたが、アユ等の魚族の姿が見られておりません。このことをどのようにお考えか。始良市の担当として、行政指導、助言を行っているのですか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

議員仰せの特定事業所は、水質汚濁防止法に基づいて保健所に届けていることになっております。今のところ大きな出来事が起こっておりませんので、もし、事があれば、保健所と市と一緒に対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、魚の生息でございますが、現在は、ウナギとかコイ、ハゼそういったものは生息していると観測されております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 今、部長が言われました、そのウナギとかコイとか、そういうのは見られます。それは、相当汚れている川でも生命力があると、私は認識しているんですが、私が言うのは、アユ。アユが遡上する川にしてもらいたい。それが、美しい川、美しい海につながると思うんです。今後、検討してみてください。もう、たくさんありますけど、省いていきます。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽では、美しい川、海は守れないと思います。やはり、公共下水道を早急に着手すべきだと、私は考えます。この市長の答弁で、いろいろ、蒲生地区も考えていないとか、いろいろ検討とかそういうのがありますけど、やっぱり県内一住みよい、暮らしよい始良市を目指すんだったら、こういう姿勢だけでも、姿勢というのは始良市政じゃありません、「立つ、美しい、姿勢」です。強い前向きな、こういう姿勢が考えられると思うんですが、いかがですか。

○市長（笹山義弘君） 公共下水に対する考え方でございますけれども、いろいろな課題の中で雨水対策等も大きな課題として残っているわけですが、そういうことも含めて、全市的に一応精査いたしまして、調査をかける必要もあろうと思います。その勾配、いろいろな問題がありますが、そうして終末処理の用地の問題、いろいろな課題があります。したがって、この公共下水を従来型の手法で導入するのか、それとも、今国なども推奨しております地域的なプラントを発展的にさせるのか、その辺のところを、今後研究してまいりたいというふうに思います。

○5番（田口幸一君） 始良ニュータウン団地組合の始良町議会での陳情が採択されましたが、始良市における市長のお考えはどうですか。これは、部長でもいいです。まず、私は市長について言いました

ので、市長及び部長の答弁を求めます。

○市長（笹山義弘君） ニュータウンの大型処理浄化槽の問題につきましては、いろいろと移管条例等もあることですが、先ほど答弁申し上げました手順に従って、担当課に業務を進めるようにということで、今しております。その作業に従って、今順次進んでいると思います。詳しいことにつきましては、水道部のほうでお願いいたします。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

ただいま、市長が答えられましたのと重複するところもあるかと思いますが、始良ニュータウンの下水道処理の市への移管につきましては、先ほど申されたとおり平成21年9月に組合より請願が提出され、議会のほうで採択されております。同年の21年12月に、移管条例、これはちょっと正式名称は長いですが、開発行為により設置された地域污水处理施設の——そのときは始良町ですので——始良町への移管に関する条例という条例が制定されております。同条例は、合併時に市に引き継がれて、始良市の移管条例として成り立っております。また、移管条例の規則に基づきまして、団地組合より、これは旧町時代になりますが、平成22年2月にその条項に基づきまして、事前調査申請書というのが提出されております。

市といたしましては、当然、市に引き継がれたもので、申請も旧町から新市に引き継がれておりますので、その事務を進めているわけですが。その事務につきましては、先ほどありましたが、水道事業部内に下水道課が新設されております。そこで、污水处理施設現況調査等を委託業者に委託して実施しております。この調査結果につきましては、申請が出されております団地組合との協議を行いながら、市として今後判断していくこととなります。

それと、団地組合との協議が整いまして、移管に関する合意が双方でできたら、12月議会に関係条例等の審査を議会に提出する予定でございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 詳しく説明、答弁をいただきました。

そこで、この公共下水道の最後の質問に入りますが、今、国、県、始良市の景気は冷え切っていると、私は考えます。そこで、この公共下水道の大型事業を施工すれば、なかなか予算の関係とか難しいというのは私も認識しておりますが、大型事業を、公共下水道の、30年からかかる事業ですから、始良市内の土木、建設、上下水道等の業者は、仕事がふえて大いに活性化すると私は考えますが、市長はこのことについて、どのようにお考えですか。財源が伴います、600億円、蒲生地区が入れば700億円、800億円になると思います。この財源の捻出、国も県も厳しい状況ですが、しかし、これを施工することによって、夢を語ってくださいませんか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この公共下水道事業というのは、やはり100年の計ということになろうというふうに思います。そのぐらい、設置した後、管理、いろいろをしますと、耐久がやっぱり60年以上もつ施設でございますから、手を入れていきますと、やはり100年の計ということになってこようと思います。そのぐらいに、大きな事業でございます。それだけに、公共下水の重要性ということは認

識しているところでございますが、合併したばかりのこの始良市にとりましては、この事業もさることながら、喫緊の課題的な事業も控えておりますので、そこらの事業との進捗ぐあい、それから全体としての、この都市計画とのまちづくりとの整合性等々、いろいろな視点から検討する必要があるというふうに思っております。

○5番（田口幸一君） 当面する3点セットとか、いろいろ迫っております。ですけど、夢を持って、県内一、この公共下水道が着手なって、これが完成すれば、見違えるような始良市になってくると、私は思います。

次に移ります。介護保険事業です。あと11分残っておりますから、ちょうど時間になると思います。まず1点目、始良市に介護保険事業所は幾つありますか。手短かに教えてください。

○福祉部長（小川博文君） ただいまのご質問については、担当課長が答弁いたします。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまのご質問にお答えをいたします。

市内の介護保険事業所は、幾つかということでございます。

在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等、すべて含めまして115施設でございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 今のは、老健施設まで含めてですか。

それでは、次の質問に移ります。

老健施設で、私の母は95歳ですけど、おばが85歳ですが、ある施設にお世話になっていたんですけど、おおむね3カ月したら、1回は5カ月、1回は7カ月というのもありました。そして、在宅生活が1カ月になりました。そして、在宅のどこからまたその老健施設に通ってましたが、このおおむね3カ月で在宅生活となるというのは、何が基本になりますか。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えいたします。

老健施設は、市内に4カ所ございます。先ほどの115カ所に含まれております。

老人介護保険施設は、病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援する施設でございます。入所期間につきましては、介護保険上の期限はありませんが、あくまで在宅復帰を目的とした中間施設としての位置づけがされておまして、3カ月ごとに身体状況や家庭環境などを勘案した上で、在宅復帰が無理で、引き続き必要性があれば、継続利用は可能でございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 特別養護老人ホームは、始良市内に幾つあるか。この115の中に含まれているんですか。あわせて、また、重なっておれば、それを説明してください。始良市内の特老への入所者は、何人ですか。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えいたします。

特老につきましては、始良市内に4施設でございまして、先ほどの115件に含まれております。市内の入所者につきましては、251名でございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 老人介護保険施設と特別養護老人ホームに、それぞれ何人の職員が働いているのか。これは、ケアマネージャーとか相談員とか介護福祉士とかありますが、このことについて説明を求めます。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えいたします。

具体的な職員数は個々には把握しておりませんが、施設の種別に応じまして、おのおの人員基準が定められておりまして、介護・看護職員が、3人の入所者に対し1名以上配置されることとなっております。各施設ともこの基準を最低としまして、ほかの職種を含め配置をしているものと考えております。ちなみに、入所者100人当たりの人員基準に照らすと、常勤換算で40名程度となります。実際には、パートさん等を含めまして五、六十人程度というふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 入所を希望する待機者は、何人ですか。始良市内の。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えいたします。

特別養護老人ホームで申し上げますと、在宅での待機者が、平成22年6月1日現在で16人となっております。この本年7月からマモリエあいらが増床いたしておりますので、さらに解消しているものと考えております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） これは、もう決算で出てきますから飛ばします。

介護保険料は3年ごとに見直すと聞いているが、これは、もちろん上がると思うんですが、下がることもありますか。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えいたします。

介護保険の給付状況につきましては年々増加傾向にありまして、全国的に見ましても、第1号被保険者は上昇が避けられない状況等の報道もなされているところでございまして、本市におきましても同様の状況でございます。今、議員さんおっしゃられたとおり、下がることはないというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 介護職員の離職率が、始良市、県、国においても離職率が高いということが報道されておりますが、この最初の質問にも待遇のことを聞きましたけど、先般の南日本新聞に、この

介護職員の平均月収というのが21万3,200円ということが報道されております。これ、まだ1週間ぐらい前の南日本新聞に掲載してありました。この21万3,200円というのは、始良市の公務員給与からしますと、これは2級の16号で21万2,700円となっております。このことについて、これは、私は低いと思うんですけど、担当部、担当課ではどのようにお考えですか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

介護職員の給与については、答弁でも申し上げましたように、それぞれの事業所の体系でございまして詳しくは把握しておりませんが、今おっしゃったように、大体、南日本新聞に掲載される中では、18万から職種にもよりますが25万程度というようなことが出ているようでございます。以上でございます。

○5番（田口幸一君） では、最後の質問に入ります。

今の部長の答弁、説明で、私は、18万から25万ぐらいということ、これでも、やっぱり、ものすごく親切に働いておられます。男性も女性も、若い方々が。このことを、待遇改善を、始良市としても、福祉部としても、これは国の制度だからという説明がありました。国に働きかけて、この処遇改善を図っていくという、その姿勢がございしますか。それが1点。

もう最後に移りますが、外国では、この介護保険制度は崩壊していく方向にあると、私は聞いております。諸外国で、特に、西洋の国々で。我が国の将来、この介護保険制度の予想を、どのように描いていらっしゃいますか。

○福祉部長（小川博文君） お答えします。

まず、1点目でございますが、この処遇改善につきましては、当然、第4期では国のほうでなされたわけでございまして、社会保険制度で国の制度でございますので、国のほうが介護報酬等でしていくべきものだという認識でおります。

それから、日本の介護保険制度はというようなご質問でございますけれども、これは、家庭介護で立ち行かなくなったということでできた制度でございまして、もう既に12年たっております。もう既に定着しております、なくてはならない制度であろうと思いますので、制度改正を繰り返しながらも、持続可能な介護保険制度として運営していかなくちゃならないと考えております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで田口幸一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。5分程度とします。

（午後1時57分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時04分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、4番、安田久議員の発言を許します。

○4番（安田 久君） 登 壇

それでは、早速でございますが、通告しております3件の質問に入ります。

まず1件目、高齢者の交通事故防止について。

高齢化が進むにつれて、高齢者の交通事故が近年増加をしております。歩行中はもちろんですが、高齢運転者が絡む事故も、時折マスコミ等で取り上げられたりして、とても悲惨な状況を目にいたします。車世代の高齢化に伴い、高齢の運転免許所有者はふえる傾向であります。そこで、県警では、不幸な高齢者事故を1件でも防止するため、高齢者の運転免許自主返納メリット制度を推進中であり、返納者への優遇策を実施しております。本市としても、その方々の足の確保のため、市内の循環バスや巡回バス等の無料パスを発行し、安心・安全なまちづくりのためにも、警察とタイアップして積極的にこの制度に取り組むべきと考えますが、どうか。

2件目、帖佐駅周辺の整備について。

数十年来の懸案事項である帖佐駅から旧10号線までの県道の整備について、今般、地元住民の方々は、この沿道の地権者のほぼ全員の同意署名を添えて、始良・伊佐地域振興局長及び県土木部長に陳情をされ、また笹山市長にも要望書を提出されました。

現在、これも長年の懸案であった都市計画街路、宮島線、菅原線が工事中であり、市道・県道一体となつての整備により、帖佐駅からこの本庁舎一帯にかけての中心的市街地としての町並みが形成されていくことを期待するものでありますが、市長のお考えをお伺いいたします。

3件目、本庁舎、1号館の玄関をもっと美しくふさわしいものに。

旧始良町時代は、この玄関に住民課窓口があり、待合スペース等の関係で十分な広さが確保できない状態であったことは、承知をいたしております。新市になって、住民課窓口が移り、少し工夫をすれば余裕があるように思えます。現状は、正面玄関から入ったのか、通用口から入ったのかわからないような雰囲気の見受けられます。風よけ室なども見直し、少しスペースをとって、始良市の紹介や産業製品、特産品陳列コーナー等を充実をさせ、市内外から来庁者を迎える7万5,000人のまちの市役所にふさわしい玄関にしてもいいのではないかと考えますが、どうでしょうか。

以上です。あとは、質問席より行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

安田議員のご質問にお答えいたします。

1問目の高齢者の交通事故防止についてのご質問にお答えいたします。

近年の県下における交通事故の情勢につきましては、高齢者が全交通事故死者の半数以上を占めており、加えて、高齢運転者による交通事故も増加傾向にあるとお聞きしております。

そこで、市内の各自治会や老人クラブ、いきいきサロン等において、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、そのたびに運転免許の自主返納や、これに対して警察が推進しているメリット制度に関する説明を行っております。

市内にお住まいの高齢者で、運転免許自主返納カードをお持ちの方については、始良市のほか、霧島市、湧水町に営業所があるタクシー会社を利用する場合に、料金が1割引きになる優遇措置があります。

また、メリット制度協賛団体に加入している県内のホテル・旅館について、宿泊料金が1割引きになる宿泊メリット制度というものもありますので、これらの制度についてもあわせてご説明しており

ます。

今後も、市報等の活用により、運転免許自主返納メリット制度に関する広報に努めてまいります。

ご提案の無料パスを含む本市の取り組みにつきましては、今後、関係機関と検討してまいります。

次に、2問目の帖佐駅周辺の整備についてのご質問にお答えいたします。

都市施設の帖佐駅及び都市計画街路の帖佐駅三拾町線につきましては、旧始良町が平成14年度に策定した都市計画マスタープランに帖佐駅を交通結節点と位置づけております。

現在、帖佐駅周辺の整備は、議員ご指摘のとおり、都市計画街路宮島線、菅原線の街路事業について用地交渉等を行っているところであり、また菅原線の終点と接続する都市計画街路錦原線につきましても、鹿児島県が今年度末の完成を目指して努力していただいております。

始良市全域を考慮する中で、帖佐駅及び都市計画街路帖佐駅三拾町線については、中心市街地としての街並みの形成に必要な地域であることを十分認識しておりますので、今後、現在整備中の都市計画街路や交通結節点の市内の各駅を視野に入れながら、帖佐駅周辺を、始良市の表玄関としての整備の検討をしていきたいと考えております。

次に、3問目の本庁舎、1号館、玄関をもっと美しくふさわしいものに、についてのご質問にお答えいたします。

新市発足後、本館1階には、建設部、工事監査部、始良総合支所の始良教育課及び始良農林水産課を配置し、業務を行ってまいりました。

また、2号館1階には、市民生活部、福祉部及び会計管理部を配置いたしましたが、待合スペースや執務スペースの狭隘さから、このたび福祉部門の一部を、新館建設にあわせ移転を実施することとしております。

これに伴い、2号館1階の窓口改修を実施することから、本館1階部分への情報公開コーナーの移転を検討しているところであります。

このようなことから、始良市役所の来庁者を迎える玄関として、また市民が憩えるようなコーナーの設置等も含めて検討してまいります。

以上で、答弁を終わります。

○4番（安田 久君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、この1問目、高齢者の交通事故防止についてであります。

知り合いのお年寄りとお話をしておりまして、「免許証を返したけど困らいね」という話を私とされました。その話を聞きながら、今回の、この、おお、なるほどなど、一般質問でやることにしたところでございます。

先ほどから出ておりますが、運転免許自主返納カード、これがその現物でございます。そのお知り合いから、きょうは、ちょっと拝借をしてまいりました。始良警察署発行の通し番号が入っております。それから、運転免許自主返納カード、住所、氏名、生年月日、それから返納された日付、ほいで発行が、始良警察署長と、それから、その方の顔写真が入っております。それから、裏のほうには、「この証明書で利用できるのは」ということで、4つのタクシー会社の名前が入っております。このタクシー会社ですと、1割引にできますよということの案内のカードでございます。

そういうことから、始良警察署に行って、いろいろとお話をお伺いをしてまいりました。県警では、平成20年度よりこの制度を開始されたそうでございます。メリットの拡大と、それから普及活動、そ

れを、今一生懸命推進をされておられるところでございます。その実績としては、県下の運転免許自主返納者数でございますが、それまでは、大体年間300名から500名程度であったそうでございますが、平成21年度では2,154人、平成22年度では2,101人、平成23年度は7月末ですが1,222人です。始良警察署管内では、平成22年度109名、平成23年度7月末で93人ということでもありますので、これは、さらにあと半年あります。まだ、ふえていくのではないかなというふうに思います。

こういうふうにして、非常に実績としては上がってきておるわけですが、このことを、さらに進めていくというためには、やはり、この方々に、いかにしてメリットといいますか、足の確保といいますか、そういうことをしてやらなければ、これ以上進んでいくのかなというふうなことを気にするわけでございます。

現在、実施されているこの返納者へのメリット、先ほど答弁書の中にもございましたけども、県下全域で行われているものに、ホテル、旅館業組合なんかが宿泊料1割引、それから、各警察署管内で状況は違うんですが、温泉入浴料の10%引とか、あるいは、先ほど始良でもされておりますタクシー料金1割引などがあるわけでございます。これらはすべて警察の協力要請に基づいて、民間業者の方々が協力する形で行われておるということでもあります。ほかの自治体では、自治体としてもいろいろ動いておられるところがありますが、始良市ではまだ、みずから何もできてないというのが、私の今持っている感想でございます。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、この20年あたりから始まった時点で、警察からは、この時代は旧3町でございますが、旧3町に対してどういった説明があったのか。特に何らか、自治体に対して協力要請といいますか、メリットの協力要請ですね、そういうものはなかったのでしょうか。また、今現在、何もできてないと私は思うんですが、その理由は何なのか、まず、その点をお聞きをいたしたいと思います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

大変申しわけございませんが、このような発言しか、お答えしかできないということでございますが、旧3町の当時の協力要請、自主返納者に対する何かの手助け等につきまして、関係機関と打ち合わせはないということでございますけれども、広報の依頼は警察署のほうからあったようでございます。その他といたしましては、広報のほか、依頼はなかったということでございます。以上でございます。

○4番（安田 久君） 広報の依頼しかその当時はなかったから、始良市としてはその3町ですね、何もできてないということだろうというふうに思います。

先ほど、この答弁書の中にもございましたが、料金が1割引になる優遇措置があります。これはタクシーですね。それから、宿泊メリット制度もあわせて説明をしております。市内の自治会や老人クラブ、いきいきサロン等において警察が推進しているメリット制度に関する説明を行っております。これは単なる説明でございます。どこまで説明ができておるかということとは私もわかりませんが、結局、始良、すいません、旧町言うともんどくさいですから始良市で統一さしてください。始良市の状況で今、何もできてない。したがって、あまり強力にメリット制度を言うて「ぜひ皆さん、返納しましょう」と。そういうことはできてないというのが現状だろうと思います。

先ほど申しましたけども、幾つかの市町ではコミュニティーバス料金の100円引あるいは無料とい

ようなことを既に実施をされておるようでございます。我が始良市もここから先でございます。我が始良市も補助金や委託されたバスが市内全域に運行をされております。そのトータルの金額を申し上げますと、本年度予算で3,145万円の補助金等を使われておる状況でございます。私は、ここでその乗車率とか費用対効果とか、そういうことを言うつもりはありませんけども、現状は、皆さん、このバスの利用については、よくそこらでお見受けされるご存じのとおりでございます。きょうも走っておるはずでございます。ぜひ、ほかの町村でされておることでございます。せっかく走っておるバスに、あと数人の方がもし乗られたとしても、全く影響はないと。そこへ幾らかの費用負担が出てきますけど。この巡回バスをぜひ、返納者へのメリットとしてですね。これだったら、すぐにでもできるのではないかなと。新たなことを考えるのではなく、ただ、今走っておられるバスに返納者の方々のバスを、何らかの形で追加していけば、すぐにでも、あしたからでも利用できるというふうなことに私は思うわけでございますが、そういうところをもう一度真剣に考えてみるおつもりはないかどうか、お聞きをいたします。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまの提案にお答えいたします。

先ほど、市長のほうから答弁がありましたように、関係機関と検討してまいりますということで、今ご提案の巡回バスの件も含めまして、各地ほかの自治体でもいろんな方策をとっているようですので、関係課と協議をしてみたいと思っております。

○4番（安田 久君） ほかの町でもと今、言われましたけれども、ほかの町でやり方を勉強されると言うんだったら私は納得します。だけど、ほかの町は既にバスとか、さらにまたいきますよ。やっておるわけです。だから、それを僕はやってほしいと。やり方まで私は言うつもりはございません。

次に、これは警察からいろいろ資料をいただいてまいりましたので、もう少し話をさしてください。

最近の高齢者の特異事故事例というものをいただいてまいりました。幾つかご紹介をいたします。

始良市の高齢男性がひき逃げ事故を起こし、現場検証を実施しました。その1週間後に取り調べのため警察署に出頭を求めたところ、「何のことですか」と事故自体を覚えていなかった。

大隅半島の高齢男性が近くの病院へ行き、帰宅する際、道がわからなくなり、始良市の国道10号線で正面衝突事故を起こした。しかし、なぜ10号線を走っていたか、本人はわからない。

それから次、高齢の女性が運転する車が市内の駐車場から出る際、アクセルとブレーキを間違っって壁に衝突、事故を負う。

それから、始良市で車が脱輪しているとの情報に基づき捜査をしたところ、高齢男性が1人でわけがわからないまま福岡県から鹿児島まで来ていた。

それから、高齢の男性の運転する車が、右カーブを曲がり切れず街路樹に衝突したため、助手席の奥さんが死亡したというようなことで、非常にまあ、何といいますか、老人特有のといいますか、そういう事故が、これは全部始良署管内でございます。

あと二、三おもしろいものもありますが、起こっておるわけでございます。

そこで、先ほどちょっと申し上げましたけど、実施されておるメリット、これのきわめつけを申し上げます。曾於市、錦江町では、返納の日からその方に3年間、タクシー無料ということを実施をされております。ここまでできれば文句の言いようがないわけですけども、ぜひ、みんなでできる策、防止策というのを1つずつ積み上げていって、被害者にも加害者にもなりたくないもんでございます。

市長は県内一暮らしやすい町実現のことをずっと言われておりますけども、ぜひ、今申し上げました巡回バスあるいは最後に申し上げましたタクシー無料、こういったところまでぜひ。タクシー無料はできなくても、バス利用ぐらいは、ぜひ来年度あたりの事業でも実施できるんじゃないかなというふうに私は考えるわけです。ぜひひとつ、市長がリーダーシップを持って、勇気を持って「免許証を返納しましょう。あとは町が面倒を見ますよ」というふうなところまで、ぜひ持っていけないものかなというふうに、この件に関しては思うわけでございますが、最後に、市長のお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢者によるそういう車両事故等の事案を今、お聞きしました。また、新聞等でもそのような事案があるということは承知しております。

先進地において、高齢者の免許返納制度による効果がどのぐらいあるのか、そういうことも含めてまず研究してみたいと思います。そして、その効果が顕著であるようであれば、その導入に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

○4番（安田 久君） やはり、自治体が何かをすれば、今は警察しかやってないんです、始良市の場合。だから、自治体のほうで先ほどから言うておりますようなことが何かできればですね、もっと説明にも迫力があるし、いろんな形で、広報であり、安全運転勉強会ですか、そういったものでも「皆さん、ぜひこれをやってください」というふうなことで強く言えると思うんですね。

今はもうほんと、いきいきサロンでどういう話がされ、あるいは交通安全講習会でどういう話がされてるかわかりませんけども、警察の方のやられておるのに、おんぶにだっこという格好で進んでおるというふうに私は感じております。ぜひひとつ、前向きにご検討いただきたいというふうに思います。

それから2件目、帖佐駅周辺の整備についてお聞きをいたします。

1件目に、聞こうと思っておったことが市長の答弁書にきっちり出ておりますので、ちょっと聞きにくくなったんですが、これは聞きませんが、始良町の時代には、帖佐駅前を町の玄関としてというふうな質問、いろんな形でいろんな方もされておまして、その当時は始良町の中では帖佐駅からこの役場のあたりというのが表玄関として認識があったんです。新市になりまして、市長はどのようにお考えかなというふうに思って、ちょっと聞いてみようと思っと思ったんですが、先ほどの答弁書で「帖佐駅周辺を始良市の表玄関としての整備を検討していきたいと考えております」というふうに明確にご答弁いただいておりますので、これはそういう、「私の思ってることと一緒だな」というふうに思いまして、次に行きます。

市長にお聞きをいたします。1年半が経過をいたしました、その間に市長は「このことについて県へお願いをする」とか、そういった機会があったのかどうか。もしあったとすれば、そのときの様子などをご報告いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） 過日ですけれども、県庁に出向きまして知事にいろいろお願いする機会が何回あったわけですが、その際に、始良市の方角づけとしての知事のご見解、いろいろいただきまして、それで、いかに町づくりを図っていけばいいかということのお知恵をいただいたりもしたところでござ

ざいます。

その中で、帖佐駅前につきましては、道路が県道でございますだけに、拡幅を含めて「何とかならませんか」というお話もしているわけですが、知事の明確な姿勢としては、この始良市だけにかかわらず、補償費がかさむ、そういう事業については当面の間は控えたいということで、要するに、道路施工をする費用対ということであろうと思いますが、その辺の関係がございます。

したがって、私としては、始良市のＪＲの駅、５つありますが、考えた場合に、特急がとまれるかどうか、それから連絡バスがどう運行されているか等々を考えた場合に、当然、そういう表玄関としての整備をしていかないといけないだろうということを考えて、そのようにお願いしたところですが、その辺は、今後また県ともよく協議をしながら、地元の皆様にご相談をしながら進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

○４番（安田 久君） 今回、県へ陳情活動について私も同行をさせていただいております。この陳情の中身には大きく３つの要素があります。

まず１点目は、帖佐駅を利用される歩行者、自転車、車及び検証書を調査中の通学路としての安全性の確保、これがまず１点目でございます。

２点目は、宮島線、菅原線の完成とこの県道の整備による相乗効果で始良市の玄関としての町づくり、それが２点目でございます。

３点目、ここは街路決定がなされており、ここ２０年来ぐらいの新築家屋については、既にセットバックして建てられております。これは素人、私が数えた数で正式かどうかわかりませんが、大体両側に２７軒、家が建ったりスペースがあります。１１軒は既に１６ｍ道路の幅にセットバックされております。３軒は空き地でございます。残り約半分の１３軒だけが帖佐駅から２００ｍの間に道路に張りついた状態であると、そういうふうに私は思っております。したがって、知事の言われる町中の道路ではありますけれども、少し様子が違うんじゃないかなというふうに思います。そして、今回も皆さん方が早急な整備を望まれており、地元の皆さんについては相当協力はしていただけるというふうなことでなっております。

このお話を県庁振興局でさせていただきました。そうすると、振興局、県の会長です。「安全性については早急に調査をします。すぐにできる対策があれば実施をしてみたいです」。全体の事業としては、先ほどからありますように、財源的なことが非常に大変な状況であり、始良市とも連絡を取り合いながら総合的に判断をさせていただきたいというふうな回答をいただいております。そういうことでございますので、ぜひ、今から始良市がどのように積極的に形に取り組むかということが一番重要であろうというふうに私も思います。

それでここでもう１点、お伺いをいたしますけれども、先ほどの質問、かれこれでも出ておりますが、都市計画マスタープラン、これが策定が始まろうとしております。この県道を含む、駅前広場を含むこの周辺の整備について、どのような形で具体的に都市計画マスタープランに盛り込まれようとしておるのか、その辺のところをお伺いをいたします。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

先ほど、市長のほうからも答弁がございましたとおりでございます。県道松原・帖佐停車場線につきましては、始良市の都市計画道路、いわゆる街路でございますけれども、帖佐駅三拾町線として位置

づけられております。その中で、旧始良町の都市計画マスタープランでも計画決定がなされております。本件におきます整備につきましては、非常に意味をなす道路だということは重々認識しておりますけれども、県のほうもいろいろと、先ほど市長のほうから答弁がございましたけれども、何らかの事業に対して市の考えとか、協力方の要請もうかがえますので、今後、県の動向もうかがいながら慎重に対処していきたいなと考えております。

また、総合計画の中にも駅前広場周辺の道路整備や安全な歩行空間の確保という形で掲げてございますので、その辺が少しでも整備できればいいかなと、行政としても考えております。以上です。

○4番（安田 久君） わかりました。地元としても、また機会があるごとに、積極的にお願いをしてまいりたいと考えております。

ちょっと、この県道の話をするとうちでも触れなければならないことが1件だけあるわけです。これは、以前から一、二度質問をしたこともあるんですが、帖佐駅前のすぐ前にあります、今にも崩れそうな古い店舗跡の建物です。これは、始良の出身の議員の皆さんは十分ご存じだと思います。何か10年、20年ぐらい同じ様子でございまして、私もすぐ近くに住んでおりまして「何とかならんもんかな」ということで、いつも目にしておるところですけども、以前の答弁では、「非常に法律といいますか、難しい状況になっておるので、弁護士さんとか法的なそういった方々にご相談をして解決方法を探します」というふうなことで、これが多分四、五年前の答弁だったと思います。その後どうなっておるか、伺いたいと思います。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） ただいま、議員のお話にありましたのは、帖佐駅前の不法占拠といえますか、家屋の案件だろうと思っております。その件につきましては、本年、鹿児島市の弁護士事務所に訴状の作成を依頼いたしました。一応、案等を見さしていただいて、またお返ししておるところでございます。

進まなかったところといえますのが、始良市が原告ですし、もう1社、株式会社アコーディアゴルフ、ここと一緒に、原告になって、被告アミニティ開発株式会社、こちらのほうの建物の収去、土地明け渡し等の請求事件という形で、現在、訴状の作成中でございます。以上でございます。

○4番（安田 久君） 今、次長がずっと言われました。私は書きとめることもできなかったんですが、そういう法律事務所ですか、弁護士ですか、そういう方々に相談をして、今、何らかの形で進めつつあるということですね。ぜひ本当、見苦しい状態です。県道がどうなるかわかりませんが、あそこは県道に引かかるのか、帖佐駅前の駐輪場になるのか、恐らく駐輪場のあたりだろうというふうに思うんですが、非常に見た目に悪うございます。あいらびゅー一号もあのすぐ横に毎回、とまっております。ぜひひとつそういうことで、この問題を早急に解決をしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

それからもう1つ、関連で申し上げます。先ほどもありましたけど宮島線、すぐ横のこの道路でございますが、市役所のすぐ近くまで、鹿児島銀行の角のところまで3車線の道路が伸びて、もう舗装も終わりましたかね、終わりますかね、きれいになってまいりました。私は以前からずうっと思っておったんですが、その鹿銀の角から郵便局の前、それからその次の小さな交差点、約七、八十mあるかと思いますが、ここを車の一方通行にできないかなというふうに常日ごろ考えておったわけで

ございます。あそこは郵便局があります。銀行があります。花屋さんがあって、八百屋さんがあって、そのほかお店があります。ご婦人の歩行者とご婦人の運転する車がこのかいわいで一番多いところでございます。これ以上言うにご婦人方から叱られるかもしれませんので言いませんけども、道の両方から車が入ってきます。それから、駐車場から出る車、入る車、それから、郵便局の前なんかちょっと大きな車は道路の上まではみ出しております。そういうところで、非常に身動きがとれない状態になっているのをよく見受ける時間帯がございます。

この質問をするのに事前に準備をしとかないかなということ、先日、鹿銀の支店長のところと駅前郵便局の局長にお会いをいたしました。お二方とも「営業上、別に支障があるとは思えない。だから、できるものならぜひお願いをしたい」と言うことで、お話を私はしてきたわけでございますが、総務部長、ここまで言えば、あとは総務部長の出番だと思いますが、あとを警察・公安ですか、そこらについてどのように何かすすめていただくわけにいきませんか、法律的なこともひっくるめまして。お願いします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えを申し上げます。今、議員、仰せのとおりでございます。鹿児島銀行、郵便局、花屋さん、果物屋、そういうお店が集中しております。鹿児島銀行には現在、15台の駐車スペースがございます、第2駐車場としまして21台ほどの駐車場も準備をされているようでございます。

以前、そういう市民の方からお願いがございまして、昨年の、22年の10月19日でございます。そういうようなことから、同年22年10月25日に始良警察署相談係のほうに引き継ぎをいたしたところでございます。その引き継ぎとしましては、一方通行等の交通規制ということでお願いをしているところでございます。また、今後、通りの全員の承諾等も必要であり、公安委員会のほうの判断になっていくわけでございますけれども、先ほど来申しました22年10月25日に警察署のほうにおつなぎをしておりますので、また今後、その成り行きはどうなったのか、そのあたりもまたお聞きしてまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

○4番（安田 久君） その22年10月25日を私は存じ上げませんでした。それがわかっておれば言わんでよかったかもしれませんですね。わかりました。それはそういうことになっておれば、あとは公安関係のことになろうかというふうに思います。それでは、この件は終わります。

それから3件目、この本庁舎玄関のことですが、私がこの一般質問を出したのが各部署に仕分けられたのがちょうど2週間ぐらい前だろと思いますが総務部長、それからちょっと、あそこの入り口をきれいにされましたか、どうですか。私は、ここ二、三日注意して見とれば、私がそういう気持ちを持ったのは2週間よりさらにまだずっと前なんです。1カ月前やったか2カ月前やったか。最近きれいにされましたか。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

今回の質問を受けまして、私もちょっと見てまいりまして、確かに玄関としてはふさわしくないなということで、いろいろ貼紙がべたべたしてあります。一挙に片づけると、ちょっと片付けようかなと思っておりましてけれども、また案内板の設置とかいろいろ検討しながら片付けていこうかなというふうに思っております。以上です。

○4番（安田 久君） 私が質問をしたばかりに少しきれいになっておりますから、大変いいことかなど。それじゃ満足はいたしませんけどね。

この答弁書の中に、本館1階から情報公開コーナーの移転、あるいは玄関に市民が憩えるようなコーナー等を検討してまいりますということで答弁書をいただいておりますけども、私が言うておるのは憩えるコーナー、こういったものの中に、私の今、今回提言をしております、そういった内容が含まれるんですか、含まれませんか。そこのところをお聞きます。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 先ほどご提案いただきました特産品関係とか、そのような形のものにつきましては整理をさせていただきたいと思っております。できるだけ、始良市となりましてからの形として似つかわしいといいましょうか、そのような部分を考えて検討してまいりたいと思います。以上です。

○4番（安田 久君） そういうふうに言われれば、何もいうことはございません。

私はこの質問をするにあたりまして、どこを見にいけばいいかなと思って。もちろん、ここは見ました。それから、加音ホールも見にまいりました。それから、蒲生観光交流センターも見にまいりました。加音ホールも、スペースは大分、ロビーの中で広いです。広いけど、ガラスケースの中にあるのはもう、ここの玄関とほぼ一緒というふうな感じをいたしました。ほいで、蒲生観光交流センターに参りましたら、まあ、本当にすばらしい展示がなされております。商品としては余りありませんけど、いわゆるパネルであったり、いろんな形で大変すばらしい展示をされておる。「おお、こんな立派な展示があるんだな。これを参考にすれば役場の玄関ぐらい簡単なこっちゃな」というふうに意を強くしたところでございます。

ぜひ、先ほど今、次長が言われましたように、きょうの入り口を見ておりますと、あのガラスのショーケースです。あのガラスのショーケースというのは、最近は何り商店でも見受けられないようなガラスのショーケースでございます。その中においしい焼酎も並んでおりますけども、非常にくすんでおります。非常においしくなさそうにおいしい焼酎が見えるわけですけども、ぜひもうちょっと、平たな台といいますか、やり方はいろいろあるかと思いますが、何とか始良市の玄関にふさわしく、あそこは、市長にあいさつに来られたり、あるいはまた職員ならともかく、町民あるいは町外の重要なお客様方もお見えになるわけでございますので、何とか、あそこが市長室の下でございまして、玄関でございます。2号館のほうが玄関であればまだ多少救われるんですけど、あっちのほうが玄関でございますんで、ぜひ、できる範囲でしっかりと、余りお金をかけないようにして、もっとふさわしいものに、ぜひやっていただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼田勝久君） これで、安田久議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午後2時51分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 01 分開議)

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、15番、堂森忠夫議員の発言を許します。

○15番（堂森忠夫君） 登壇

9月11日のニューヨーク市では、中樞同時テロ10周年の追悼式典が開かれ、日本では、東日本大震災後、半年が経過する中で、国会では今月初めに野田政権が誕生し、9日目には大臣が表現軽率の発言問題で辞任に追い込まれました。なかなか国民の期待にこたえられない状況での船出は、私たちの地方行政運営にどのような明かりを与えてくれるのか、未知数の状態です。

自分たちの市・町・地域は自分たちの手で切り開き、守り、育てながら、次世代への繁栄の道を開拓するしかないと思います。国が荒れると地も荒れて、手のつけられないような天災等が続いている状態です。このような危機状態での復興、再生への道のりは、市民と行政とが一体となって、融和を保ちながら次世代のために皆と一緒に汗を流すところから繁栄があるのではないのでしょうか。

お互いの苦労や悩みを共有し、お互いに汗を流して喜びを分かち合い、市民のために尽くせる活動が求められている社会ではないのでしょうか。今回は身近な分野から市民の負託にこたえて、次の質問通告に従い、質問をいたします。

質問事項1. PFI導入調査結果について、要旨（1）合併後、市長のマニフェストに掲げる3事業の大型事業の取り組みに向かってスタートし、その第1歩目がPFI導入可能性調査であったが、その報告書の内容結果を建設的に検証してみたか。また、大型事業を完成させるためには、副市長1人の管理体制に無理はないか。

要旨（2）今回の調査依頼で取り組みが前進したか。調査結果の現状から見て、PFI採用の決定・決断には他にも調査方法はいろいろあるのではと察する。今後は市職員の総合力と各議員や市民力を生かし、みんなが市の営業マンとなり、総合的な融合力で判断と決断は得られるのではないか。

要旨（3）調査資料から判断すると、仮称松原小学校の建設事業計画は、条件的に、大型3事業のうちでは一番整っていると判断する。工事発注において、地方では建設・土木工事等の役所工事の減少や、不況で企業経営は厳しい状態と聞く。他市では地元を優先し、市の内需拡大を図り、地元企業の育成に力を注ぎ、工場工区に分けて地元企業に発注し、市の発展に努力している。他市と同様な取り組みを実行できないか問う。

要旨（4）報告書により議論の場が一步進むことは、完成への道が開けて、より高度な施設に期待する。消防庁舎は現在の場所でよいが、敷地が狭く、次世代の消防施設として緊急時の対応を考えると、隣接地の土地を早急に確保しての計画を図れないか問う。

要旨（5）火葬場施設等の建てかえを強く市長は述べて前進しているが、現在の計画地では、道中の道路が拡張できないような場所だ。設備はよくなり、迷惑施設的な考え方は薄れてきた。その人の人生を全うした最後の祭祀を最高な場所で送ることを願う市民は多い。高岡周辺に市有地がある。この一帯に火葬場を望む要望が丸岡自治会から出された。この善意の声を反映し、次世代の施設として、澄み切った空気と自然を活かして、最高な施設建設に取り組むことが市の発展につながると思うが、施設場所を再度調査・検討できないか問う。

質問事項2. 高岡公園周辺整備について。要旨（1）旧加治木町がおよそ40数年前に高岡公園周辺の土地を購入し、さらには20数年前に京セラ研修施設として購入した土地がある。これらの土地は現

在、市の財産となっているが、目的は達成せず、歳月だけが経過した状態である。その間に、周りの雑木倒竹や市所有の杉などが大きくなるなど放置状態である。景観を整えるための伐採作業や維持管理を計画的に施せないか問う。

要旨（２）京セラ研修予定跡地は民家が近く、市の施設も限られてくると察する。地域ではグラウンドゴルフの愛好者が多く、軽スポーツが健康・融和・癒しの心をはぐくみ、皆が元気である。現在、新たな娯楽スポーツで人気が高まっているパークゴルフ場に整備して、交流人口をふやし、活気ある高岡公園周辺環境整備の取り組みはできないか。

要旨（３）公園周辺の土地を何十年も歳月をかけて購入したが、その後、土地利用について、過去１度も行政は説明もなく、地域では不満の声も聞く。首長はかわっても、行政は継続的な管理運営と利活用について地元との意見交換会を開き、地域が歓迎する事業を取り入れて市の財産を活用し、市民一体感の地域づくりを目指すべきではないか。市発展のために地元自治会に足を運び、今までの経緯説明と今後の活用運営について協議の場を設けてはどうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

堂森議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、１問目のＰＦＩ導入調査結果についての３点目のご質問については、教育委員会のほうで答弁いたします。

１問目のＰＦＩ導入調査結果についての１点目のご質問にお答えいたします。

あいら斎場、消防庁舎、小学校の３つの施設の必要性の高さから見て、市が重点的に取り組むべき３事業として位置づけ、事業実施にあたり、事業費規模の検証と財政支出の平準化について手だてを講じることとしたところであります。

そして、この財政支出の平準化の手法として、国が推進しております、ＰＦＩという手法が従来方式では困難と思われる経費の削減効果があると考えておりました。このＰＦＩ手法に対する市としての当初の期待は、「事業費を効率化できるか」「毎年の負担を平準化できるか」、そして「民間企業のノウハウを生かして施設運営の効率化が図れるか」の３点にありました。

そのため、財政支出の平準化のためＰＦＩ可能性調査を実施することとし、３事業の事業費規模の検証を行うため、基本構想、基本計画の策定もあわせて実施することとなった次第であります。

その結果、今回の重点３事業のように、建物の建設が中心で、定型的な維持、管理業務である場合には、ＰＦＩ方式で実施しますと、従来方式に比べて、実際のキャッシュフローやノウハウの点で、利点が見えてこないということがわかってまいりました。ＰＦＩ方式は、運営経費をみずからの手で確保する独立採算制のシステムの場合など、施設運営と連動する事業については、有効であると考えられます。

今回の可能性調査の結果等を参考に、ＰＦＩ方式の利点の一つである公共サービスの生涯コストの効率化が施設運営に活用できないか、今後も検討していく必要があると考えているところであります。

また、副市長一人の管理体制に無理はないかとのことでありますが、３つの事業は施設の使用目的別に担当部が割り当ててあり、着実に事業が遂行されるものと考えております。

２点目のご質問についてお答えいたします。

今回の調査は、３施設の整備を行うための基本構想と基本計画の策定を行い、その中で、立地条件

や環境への配慮、利便性の検討などのさまざまな条件を協議検討しながら、今後の施設利用状況を想定した上での施設規模や配置、利用動線や間取り、およその備品などの使用について検討しております。

これらをもとに、概算の事業経費を算定し、同種の施設の建設、維持管理、運営を行っている事業者や資金調達先となる大手金融機関にヒアリングを行い、同時にPFI事業としての参入意向やPFI事業として構築する上での意見を聴取しながら、従来手法との比較検討を行っております。また、地元企業や地元金融機関に対しては、PFI導入可能性調査を行っていることへの理解と事業に対する意向を伺う意味から、PFI手法についての説明会の開催やヒアリング調査を行いました。

このように、今回実施したPFI導入可能性調査は、公共施設の整備においてはあらゆる手法を検討する必要があるとの考えのもと、市にとって最善の手法を総合的に検討することを目的としており、そのためには、豊富な調査実績のあるみずほ総合研究所に委託することで、より客観的で精度の高い調査がなされたと考えております。

なお、事業手法の決定に当たっては、庁内に副市長を委員長とする事業手法選定委員会を設け、みずほ総合研究所の説明による報告書の確認、精査や施設整備にかかる財源の検討、建設及び事業期間における単年度ごとの一般財源負担の検討などの視点から協議を行い、選定委員会としての決定が行われ、またその報告を受けております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

現在の消防庁舎の敷地につきましては、消防庁舎の向きや2階建てから3階建てにすること等により、消防庁舎建設には支障はないものと考えております。

なお、隣接する北側の土地につきましては、救助訓練施設の充実、駐車場の確保及び市道への出入口等の利便性を考慮し、検討してまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

永原地区丸岡周辺の市有地につきましては、火葬場建替候補地選定委員会で、火葬場建設の候補地の一つとして協議をいたしました。評価のポイントといたしましては、利便性はどうか、学校、病院、公園及び密集した住宅などが近くにないか、用地取得を容易にできるか、造成費、用地費など建設コストが多額にならないかなど4つの評価項目により、現地調査を踏まえて総合的に判断いたしました。選定委員会では、現火葬場の道路真向かいにある隣接地を候補地に決定したところであります。

以上の理由から、候補地についての再度の調査、検討は考えておりません。

次に、2問目の高岡公園周辺整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

高岡公園の周辺地域の森林の中で、旧京セラ研修施設用地については、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により、平成21年度と22年度に下刈り、風倒木の除去等を実施いたしました。高岡公園の周辺地域全体としては、除間伐等の手入れがなされていない部分がありますので、今後、計画的な維持管理を検討してまいります。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

高岡公園は、市民の憩いの場として親しまれており、また多目的グラウンドが併設されているため、近隣の児童や学生を初め社会人等のスポーツやレクリエーションを目的とした利用者も多い公園であり、現在、多目的グラウンドの拡張や市道の管理の見直し作業を行っている状況にあります。

公園周辺においては、平成4年に企業用地として造成を計画しておりましたが、実現に至りませんでした。今後は、地元自治会等のご意見を伺いながら、また進出企業等がありましたら、地元自治会

に十分な説明を行い、交流人口の増加と地域の活性化につながる有効な土地利用を図っていきたいと考えております。

○教育長(小倉寛恒君) 1問目のPFI導入調査結果についての3点目のご質問にお答えいたします。

仮称、松原小学校建設の工事発注方法等につきましては、今後、ご質問の趣旨を踏まえながら、関係部、課との十分な協議と検討を進めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○15番(堂森忠夫君) PFIに関して長い回答をいただいておりますが、こうして文章化すると、非常に、状況のわからない人あるいは公務員さん達に対しては、すごくいいなというふうにとらえられる方も多いかと思います。

しかし、いろんな見方もあります。私は民間分野で育ってきましたので、こういった分野に投資するというのは、企業では自分たちで努力しようやと、自分たちの中でこういうのは結論が出るんじゃないかと、そういう考え方が強いです。

それには、スタッフがやっぱりしっかりとしないといけないというふうに私はとらえておりますので、この中身にはそんなに深くは触れませんが、しかしここまで市長が掲げた分野を、PFI、ここまで議案として出してきたというのは、始良市が誕生して1年あまりで、市長の掲げる大型3事業、前進する方向づけが整い、議会に提案できたということは、始良市議会、始良市職員の素直な業務運営のあらわれではないかと思っております。非常にいいとらえ方とは思っております。

また、執行部においては、市長、副市長、担当部長は、火事や災害等の突発的な出来事が発生すると、24時間いつでも出動しなくてはならない立場です。このようなときに、市長にかわる副市長が2人いて、3事業計画を専門的に取り組む副市長がいたとするならば、業務運営はスムーズに前進する分野もあると私は思っています。

事業を前進するための手段として、早い段階で議会に提案することが、事業実施が可能とも思いますが、いろんな方法がありますが、大型3事業を1期目に掲げた市長の一番の動機内容を再度確認し、だれのためにこの施設をつくるのか伺いたいと思います。

○市長(笹山義弘君) 以前にも、各議員よりいろいろと質問を受けているところでございますけれども、この3施設につきましては、今まで経緯をいろいろご説明申し上げたところでございますけれども、この火葬場と消防については、この運営について一部事務組合での運営をこれまで続けてきたところであります。その中で、この3町においては、始良西部の4町でのいろいろな協議、その協議の破たん、いろいろありまして二転三転いたしまして、この間、合併協議に時間を費やしたということがあることが、大きな起因であろうと思いますが、そういうことから火葬場の整備、それから消防の整備の時期は来ておったのですが、なかなかそこに着手できなかったということが背景にあると思います。

しかし、合併してこの新市が誕生した上には、この新市の責任として、この3事業はしっかりまず整備をしていかないといけないということを考えているところであります。

いろいろと始良市に課せられた課題、たくさんございまして、今、合併2年目でございますけれども、この機構のあり方、そして横断的に進めるように指示はしているとはいいいましても、いろいろと業務

が非常に多い状況にあります。そういう従来業務に加えまして新たなる計画、そして事務事業もいろいろとおいてまいりますので、そういう中でそれをしっかり監督指示する立場というのは、副市長にその比重が非常に高くなっていくということも認識しております。

そういうことから、過度に一部の職員に負担がかかるということについては、組織として避けなければならないということも考えております。

そういうことから、組織をしっかりとまとめて、そしてその目的にしっかり資するように、今後とも努力をしてまいりますし、またそういう点もしっかり図ってまいりたいというふうに考えております。

○15番（堂森忠夫君） だれのためにつくるのかということがあります。

○議長（兼田勝久君） 続けてください。

○市長（笹山義弘君） これは、この施設というのは、まず市民のためにつくるわけでありまして、いろいろと議員の皆様方からこの工事のあり方等について、いろいろご指摘をいただいておりますけれども、大切なことは、まず市民のための施設であるということでありまして、この建設を実現させるということが、市民の福祉の向上に資するということを思っているところであります。

○15番（堂森忠夫君） PFIの要旨1、2においては、時間があとありますが、後で使いたいですのでこれぐらいにして、私は、PFI導入の今回の件は、これを決定する人材不足だったというふうにとらえております。

次に、要旨3に入りますが、十分な検討を進めるとありますが、地元企業への発注について、1点再質問したいんですが、私が述べる他市とは、霧島市のことであります。鹿児島県や島根県は、地元育成のために工事を地元へ発注していると聞いております。霧島市と同様に、今後も、基本的には地元育成のために地元へ発注するのととらえ方を持っておられるのか、市長に伺います。

○市長（笹山義弘君） これまでの種々の工事に臨む姿勢といたしまして、私としては、地元でできることはできるだけ地元で進めていただきたいという姿勢で、これまで図ってまいりました。ただ、今回のいろいろな工事につきましては、規模、そしてその特殊性、いろいろな条件がこれまでとは少し違いますので、先ほど来申し上げておりますように、第一義には、市民のための施設をつくるということが第一義でございますのでその観点から。また、専門性等もいろいろ出てこようと思いますので、その辺もしっかり精査しながら、いい施設をより安く、そして喜んでいただける、そういう施設に仕上げていきたいというふうに考えているところであります。

○15番（堂森忠夫君） 次に入ります。

要旨4に入りますが、私は、ことしの3月まで西別府消防団で28年間在籍しておりましたので、消防施設関係においては自然と目が行きます。熊本県の八代市や宇城市は、合併前に立派な消防施設を完成させています。我が始良市の消防本部は、加治木地区消防団員の操法訓練の場としても利用して

いますが、訓練中に救急車が出動するときは、敷地が狭いため訓練を中止して、機器、器具を撤去しないと車は外に出られない状況です。北側の土地は検討するとのことですが、用地交渉は執念を持って臨み確保に努めても、用地問題はスムーズには進まないのが一般的であります。

用地確保は市長の強い決意が必要と思うが、どのような体制で臨むのか、また完全に確保してから建築設計に入ることが無難と思うが、市長の考えはどのような考えか伺います。

さらに、消防は広域合併のうわさもあるが、もし広域合併が順調に進み、合併前は工事実施計画の作成だけで、未着工の状態で合併が前進したとするならば、広域組合から工事負担金が、各市から出るのではないのか、また広域合併の時期はいつごろになるか伺います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。後段については、消防長から答弁させます。

この施設につきましては、始良市の消防の防災含めて非常に重要な施設であろうというふうに思います。今朝ほども、はしご車のご質問等もいただいておりますが、そういう整備を図るについても、建屋がまずしっかり入る建屋をつくらないといけないということだけではなく、このはしご車を導入しますと職員が10名ほどふえるということになってまいりますので、そうなりますと職員の、例えば夜間等に就眠いたしますが、そういうスペースも全然足りないという状況であります。したがって、職員の職場環境を守るという観点からも、そのことが市民の安全安心に資するということを考えております。

そういうことから、その敷地の問題も含めてしっかり対応していきたいというふうに思っております。

○消防長（黒木俊己君） 広域化の関係についてお答えいたしたいと思います。

消防庁舎は老朽化等の関係で建設を予定しているものでありますが、消防広域化が進むことになりましたら、始良市民の安全安心を確保することは必要であります。現段階の消防広域化の協議の中におきましては、各消防署及び分遣所は移転させるとか、統合させるとかはしないということになっております。そのようなことから、したがって、現在地の消防舎の建設を計画どおり進めていきたいというふうなように考えております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 要旨5がメインですので、ここに質問を入ります。先ほど市長の答弁の中で、施設は市民のためにつくるとのことですが、この角度から質問させていただきたいと思います。

今回の一般質問で、火葬場施設建設に関する質問が正面から議論するのは初めてではないかと思いますが、どうでしょうか。今まで迷惑施設とした偏見の強い分野もあり、議論の場が遅れていたと思います。嫌な施設と思うことを修正していくことが大事ではないかと思っています。

最近の斎場は、建物内部を白色の壁にして、ホテル風の施設も我が市にはあります。将来、子どもたちに霊柩車のデザインをお願いしたら、感性の高い子どもの作品には、ホワイtpールの霊柩車もあらわれるのではないのでしょうか。迷惑的な偏見のとらえ方は、心の問題であるのではと思います。

施設があることに感謝すべきだととらえるように私はなりましたが、市長はどのようなとらえ方をしておられるか。また、旧3町時代に、建てかえ等の議論が議会でなされているのか。さらに、今ま

で丸岡地区の要望以外に旧町あわせて陳情、要望はどのような内容で上がってきているのか。それと、鍋倉の建設予定地の土地は、いつごろ購入したのか伺います。

○市長（笹山義弘君） 後段につきましては、担当部に答弁させます。

この施設につきましては、告別式を済ませ、そしてだびに付すためにこの施設に搬入するわけでありすけれども、何といいましてもそういう故人を送る最後の場としたときに、その遺族の心情を考えますと、今の施設はあまりにもそういうその方々の心をいやす、そういう施設にはなっていないというふうに考えます。

したがいまして、このことは、公約をつくる中で、市民の多くの方から要望をいただいたことでもあります。そういうことから、しっかりと私は、任としてその建設に向けて努力をするということを思っているところであります。

そういうことから、位置、施設、いろいろなことについては、一方的に市長が決めるということではなくて、公平性、公明性を持ってそれぞれの委員会等も立ち上げながら、その背景等も加味しながら、審議、検討を重ねさせていただいているところであります。そのるる経緯等々につきましては、担当部でお答えいたします。

○市民生活部長（花田寛徳君） お答えします。

まず、要望書の件でございますが、要望書につきましては、平成23年8月に丸岡自治会から出された要望書のみでございます。

それと、土地につきましては、これは現在の火葬場は昭和47年度に建設されておりますが、その後、昭和48年に周辺の土地取得を財団法人開発公社が行っております。その後、衛生処理組合と公社との土地交換ということで、平成9年に土地交換の契約を結んで市有地になっております。

それと、これまでの旧3町での議会でどういう建てかえの議題として出たかということですが、私のほうでは過去ちょっと調べてないですが、私の記憶の中にはないというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 施設場所について、今までは現施設の道路南側を建設場所として購入しているので、市長の立場としてはその土地を利用する方向で検討、推進するしかない状況であったと思います。火葬場の建設については、市長がマニフェストに掲げて、今回提案されて初めて、一般質問等での議論の場を向くことができました。建設に向けて前進する決意と思いは伝わりよいことですが、合併する前の組合方式の運営は、組合内の組織幹部しか知らない分野が多く、私も今回、初めて市の財産であることを知りました。組合執行部の一方的な運営が強かった時代の継続運営は、納得いかない市民、議員が多いということを申し上げます。

土地を購入した時代背景と現在の社会環境内容は、行政運営においても大分その当時からすると民主主義的な運営に変わってきているのではないのでしょうか。同僚議員の質問に、火葬場の建設に向けて、市民に理解を求めると述べられました。昨日の同僚議員にですね。市のさらなる発展を考えれば、合併特例債を念頭に置き、上からの目線で市民に理解を求めるのではなく、市民の権利を受け止めての施設建設のほうが、価値があると思っています。

市民の声を反映する一般質問は、十分な議論と市民のための施設建設であるので、市民の声を聞く

場を設けての取り組み姿勢が、民主主義的な行政運営と言えらると思っております。

合併前の組合方式の一方的な計画実行には、今の議会体制や市民の権利を追求すると抵抗があるのではないのでしょうか。総合的視野から判断すると、合併特例債の補助金に頼る事業運営を優先することは、始良市として目指す方向ではないと私は思います。

始良市のトップとして心のドアを広げて、大きな器で、始良市全体の成長を願い、すべての分野に愛情を注ぎ、自分が持っている力を惜しみなく注ぎ、グローバル的視野から判断することを提案いたします。

昨日の質問で、道路の問題が出ましたが、鍋倉の道路拡幅は、住宅の立ち退きも発生します。加治木からは、トンネル工事も視野に入れたいといけません。高岡周辺の住宅のない山林は土地が安く、高低差はあってもロケーションのよい場所に通じる道路に、その費用を充てるほうが市民は喜ぶと思います。常に比較対象があると、切磋琢磨して素晴らしい企画ができあがります。焦らずに、時間をかけてよい施設をつくることに専念していただいくのが、市民の声です。

私は35年以上ものづくりに接し、官公庁の建築工事の担当業務にもかかわってきました。実際に、大型3工事を同時にスタートすると、ハプニングが起こるのではと危惧しています。官公庁の工事は、民間工事と違い管理面が大変ですので、職員が不足したり、今の体制では、完成するまでは大変なトラブルが発生しそうと、私はそのように今の状況から判断すれば、思っています。同時スタートが、逆に市の成長を妨げて、工事管理がおろそかになり、品質管理の低下を招き、市長への不満と愚痴が多くなり、市長の信用を失うような事態が発生するのではと、私は心配しているところでございます。

また、一気に工事をスタートさせると、職員の技術のレベルアップにはなりません。建設業組合関係者も、同時発注には歓迎はしていません。マニフェストにこだわらず、常に事業を起こすことによって内需拡大につながるように、市長は目配りと気配り、思いやりを市民に向けることが、合併時の今は大事ではないのでしょうか。

火葬場の施設建設の工事発注は、遅らせる計画のほうが、全体的調和を考えるとよい方向に進むと私は思っています。工事がスタート時期については再度検討し、火葬場再稼働は市長が2期目の完成を目指す、市民の声を十分に取り入れて企画をすると、市民が満足した施設が完成すると思います。

常に物事は2通りを想定して、比較対象物があつたほうがより高度な施設が完成すると思いますので、鍋倉の市有地を優先的に進めるのではなく、場所設定の決定、決断は、最終的には市長が判断しなくてはなりませんが、一般質問や市民に投げかけての対話期間を設けて、慎重な決定対応が、完成の高い施設企画ができると思います。

完成年度が市長の計画より遅くなつても、市民は納得すると思います。また、建設予定地である市の施設、敷地を自動車教習所に期限つきで貸している状況であります、経済環境が悪化している今日では、練習場を持続して規模を倍にするぐらいの育成に力を投入するならば、雇用も発生すると思います。市長は、人口8万人の始良市を描いて、目標達成を出すためには、地元企業育成に市有地を生かすことのほうが、市民には歓迎されるのではないのでしょうか。

今後は、雇用不足で働く場がないと収入も減少します。優秀な人は安くて短期間でマスター可能な教習所が求められる時代に突入したと思います。教習所の育成も、市民に喜びを与えることにつながると思います。常に2通り、3通りの中で社会構成は成り立ち、私たちの生活基盤になっている分野が多いです。

協議会で高岡周辺を調査したとのことだが、その周辺場所はどの辺か。また、協議会のメンバーで

すね、どんな人かお伺いしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 後段については、担当で答弁させます。

この先ほど議員がご指摘のように、本市において、合併特例債が使えるとすれば、その手法として、その特例債活用が図られたというふうに思いますが、残念ながら本市には、合併推進債という起債しか認められないところであります。したがって、そういう中であって、この建設を図るにはどのようにすればいいかという多角的見地から、PFI事業も導入調査を図ったということであります。

土地の選定については、しっかりと第三者機関的に、私が入らない形で各角度から、それぞれの多種角度から、検証がされたというふうに思っております。

また、議員ご指摘のように、安全安心なまちづくりという中を考えますと、この消防、火葬場というのは、まさにそういう安全安心に資する施設であるということですので、私としては、この建設を急がねばならないというふうに考えております。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

始良市火葬場建替候補地選定委員会につきましては、副市長が委員長ということで、ほか総務部長、企画部長、建設部長、農林水産部長、工事監査部長、教育部長、それと市民生活部長というふうに、合計8名でございます。

以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 私の自己調査の中で、地区住民から宇曾ノ木発電所の上ならよい場所だ、だったらよいですよとの意見を多くいただきました。この一帯につながる道路は、丸岡自治会を通らなくても、隈原自治会から十分校区の陶夢ランドにつながる農道から進入できます。

今回、多くの市民から他市の火葬場施設は高台で見晴らしのよい場所に設置されてホテルみたいです。他市の施設と同様に、高台に施設を建設できたらとの市民の声にこたえて、霧島市と鹿児島市の計3カ所を見学、調査してきました。

霧島市は、城山公園に上がる住宅地の横に位置して、桜島が展望できます。谷山の南斎場では、施設内の説明を施設長からいただきました。桜島と市街地が展望できるように、2階建ての施設です。小山田北部斎場は、山林を開発して広い駐車場を整えて、森の中で空気が澄み切った緑と自然の景観がよい場所が特徴でした。北部斎場では、炉の耐用年数は25年ぐらいですが、日々の使用回数が多いので、創業して20年ぐらいになるので、ことしから交換の計画に入るとのことです。施設内容がよいので、始良市からの利用者もあるとのことでした。

景観と施設内容がよいことが広まると、市外からも利用者が増加することがわかりました。次世代に残す財産として、市民の声に傾聴しつつ、あせらずに、多少建設時期が遅くなっても、経費がアップしたとなっても、発電所の上からの景観は、隣接市町にはない最高な場所で、市民からすばらしい施設として賛美されると思います。再度検討することが、市民の願いであると思っております。

また、協議会のメンバーは全員が市長の部下であります。市長に従う立場のメンバー構成は、市民の立場から判断すると協議会ではなく、市長と目的方向をともにするため、お互いの考えを一致する確認の打ち合わせ会ではないでしょうか。ぜひ各種市民代表や利用者などを交えての意見交換会や新たな検討委員会を発足して、検討を重ねる価値があると思います。市長の取り組み姿勢を伺いたいと

思います。

また、ものづくり設計は、危険度の多いものは3倍ぐらいの安全率を掛けて、余裕を持った設計にします。耐用年数は一つの目安ととらえていただき、長く使用すれば全体的経費削減につながりますので、トータルの資産から判断をすると、特例償にこだわると危ない橋を渡ることも想定できると思いますので、慎重な検討会を再度求めます。

市長に何度も再検討の注文をいたしました。始良市を愛する議員の一人として、トップに従う姿勢が私の基本的な考え方ですが、多くの同僚議員から、火葬場の答弁はこれではいかん、議論の時間が短いので検討の余裕期間を望む声が多く、堂森議員は高岡公園の近くだから強く主張してくれ。火葬場は工事をおくらすようにしたほうがよいとの同僚議員から肩を押されて述べたことですので、そのことを市長は念頭に入れて答弁を求めます。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

これまで種々の手続を踏んで、それぞれの責任においてしっかりと検証したものというふうに思います。したがって、現時点でこのことを変えるつもりはございません。

○15番（堂森忠夫君） 先ほどトップに従うと述べましたので、これ以上は質問しません。

次に入りますが、要旨1ですけど、丸岡自治会の幾つかの要望が出された内容にもあるが、杉などや大きくなって成長した雑木の伐採取り組みは、利用法も生かされると思いますので、早急な伐採に向けて取り組み地区は、今から計画するといつごろになるか、述べてもらいたいと思います。

それと、要旨2では具体的な回答はありませんが、霧島市の福山パークゴルフ場見学に行ってきました。始良市にパークゴルフ場が1カ所はあってもよい人口密度であると思います。質問をさらに進化させて、多くの市民にニュースポーツを楽しんでいただくために、パークゴルフ場とグラウンドゴルフ場を兼用して使用できるような施設が今後検討、実行できるならば、多くの市民の憩いの場として、空気がおいしい、いやしを受けての健康的なスポーツを楽しみ、高齢者の体力づくりや子どもたちが健全に成長するためにも、世代間交流の場として生かされるものではないでしょうか。

また、医療費削減になるような施設運営ができたならば、モデル的な施設として利用者も多くなり、地域に活力を与え、希望のある公園としてよくなると思うが、市長はこの提案をどのように受けとめ、今後実行のほうへ導いていきますか。

○市長（笹山義弘君） この山林の高岡公園周辺の今後の計画については、担当に答弁させます。

パターゴルフ、このスポーツについては、健康増進の意味合いとそれから娯楽の意味合いがあるということで、非常に人気があるということも承知しております。そういう意味で今後、始良市においての各種スポーツ施設等々のあり方等についても、教育委員会のほうで計画がつけられていくというふうにも思います。まだ、財源の関係とかいろいろな問題はあろうと思いますが、そことの整合性も図りながら進めていきたいというふうに思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

始良市の林野面積は、総面積の65%になるわけですが、その中でも市有林というのは非常に、大変大きな面積を占めております。計画的に整備をしているわけですが、ほかの市有林との

整合性を取りながら進めていきたいと思いますので、今の時点でいつというのはちょっと、もうちょっと精査してから議員のほうにお伝えしたいと思います。

○15番（堂森忠夫君） することは間違いないですね。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今申しましたように、面積が広大になりますので、時期的なことが今、言えないということでございますので、近い時期か遠い将来かわかりませんが、その時期にはやっぱり考えていきたいと思います。

○15番（堂森忠夫君） 最後に、要旨3の質問をしますが、高岡周辺市有地の総合的な活力での取り組みを地域住民が希望して、要望が出ているときに市としては、行政と地域の信頼を築き、実現可能な関係を保ち、建設するために、市の方向性が決まりましたら、地域に足を早い時期に運ぶ取り組みが必要だと思います。また、今後実施期計画に向けてどのような計画、手法で進めるか、最後の質問にいたします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

高岡周辺の京セラ研修所建設用地に予定しておりました土地につきましては、地元住民の方にも経緯等は説明してありますが、今後また、地元の方々の要望を十分お聞きし、またパークゴルフ場ですか、そういった建設に当たっては、地域の方々の意見を聞き、また土地のほうも十分調査してまいりたいと思います。

以上であります。

○15番（堂森忠夫君） 早い調査を求めまして終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、堂森忠夫議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は9月20日、午前9時から開きます。

（午後3時58分散会）